



# タイ国税務小冊子

## 2020/2021年



This document has been prepared for general guidance on matters of interest only and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this document without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this document, and, to the extent permitted by law, PwC Thailand does not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

# 序 文

世界の経済成長や国際的な投資に対応するため、タイ国の税法は継続的に見直されています。この小冊子は、タイ国の税制度に関する一般的な情報を提供し、タイ国への投資の最初の手がかりとしてご利用頂くために作成されています。

また、この小冊子は、基本的に 2020 年 7 月 1 日現在の税法および実務に基づいて作成されています。特定の税務案件につきましては、専門家のアドバイスが必要となりますので、弊社にご相談頂きますようお願い申し上げます。

なお、英語版の「タイ国税務小冊子」は下記の弊社 Web サイトからダウンロードできます。

<http://www.pwc.com/th>



PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Limited  
税務・法務統括パートナー  
Somboon Weerawutiwong

# 目 次

ページ

## 個人所得税

1

居住者の認定	2
納税義務者	2
課税所得	2
キャピタルゲイン	3
贈与税	3
非課税所得	4
税額計算	5
経費控除	5
所得控除	6
税額控除	9
税率	9
源泉所得税	10
申告・納税	12
加算税および延滞税	12
税務調査および査定	13
不服申立の手続き	13

## 法人税

15

居住者の認定	16
納税義務者	16
課税所得	16
総収入に対する課税	17
キャピタルゲイン	18
非課税所得	18
税率	21
支店所得	21
機能通貨	21
純利益の計算	22
所得控除	22
損金不算入項目	26
減価償却費	27

	ページ
<b>欠損金</b>	28
国内への支払いにかかる源泉所得税	29
税額控除	30
国外への支払いにかかる源泉所得税	30
租税条約	31
連結納税	38
持株会社	38
過少資本税制	38
移転価格税制	38
申告・納税	42
加算税、延滞税および不服申立の手続	42
<b>付加価値税</b>	<b>43</b>
税制の概要	44
納税義務者	44
登録	44
非課税項目	45
税率	46
税額計算	46
VAT のリバースチャージ	47
タックス・インボイス	47
申告・納税	47
加算税および延滞税	48
<b>特定事業税</b>	<b>49</b>
納税義務者	50
課税対象事業と税率	50
申告・納税	51
加算税および延滞税	51
<b>印紙税</b>	<b>52</b>
税制の概要	53
税率	53
課税対象となる文書と証書	53
納付および加算税	54

	<u>ページ</u>
<b>關 稅</b>	56
税制の概要	57
税関の手続き	58
関税の優遇制度	59
違反と罰則	59
<b>物品税</b>	60
税制の概要	61
課税対象の物品およびサービス	61
<b>石油税</b>	63
税制の概要	64
課税所得	64
申告・納税	65
加算税および延滞税	65
<b>地方税</b>	66
税制の概要	67
土地建物税	67
土地家屋税	68
地方開発税	68
看板税	71
<b>相続税</b>	73
<b>優遇税制</b>	75
投資委員会(BOI)	76
特別経済開発区(SEZ)	80
タイ国工業団地公社(IEAT)のフリーゾーン	82
関税フリーゾーン	83
東部経済回廊(EEC)	84
国際ビジネスセンター	86
COVID-19 に関する政策	90
個人所得税	

法人税とその他税務  
関税と輸入

ページ

PwC 紹介

93

弊社の連絡先  
サービス内容

96

98



# 個人所得稅

# 個人所得税

## 居住者の認定

一暦年中にタイ国に一回またはそれ以上滞在した日数が累計で 180 日以上であれば、タイ国の税法上、居住者とみなされます。

## 納税義務者

- (a) 自然人
- (b) 未登記普通パートナーシップ
- (c) 法人格のない団体
- (d) 故人(死亡した課税年度中の所得および財産について)
- (e) 故人の財産の未分割部分

## 課税所得

タイ国における居住者および非居住者は、タイ国での雇用あるいは事業によって得られた所得に対して、その所得の支払いがタイ国内で行われたか、タイ国外で行われたかにかかわらず、タイ国において課税されます。タイ国外を源泉とする所得を得た居住者は、その年においてタイ国内へ送金した所得あるいは海外から持込んだ所得に対してのみ課税されます。

課税所得は以下の 8 つに分類されます。

- (1) 給与および賃金(ストックオプション、住宅手当、福利厚生による所得を含む)
- (2) 請負、雇用およびサービス提供による報酬
- (3) 営業権、著作権、フランチャイズ、特許権およびその他権利の使用料ならびにその他の年次報酬等
- (4) 利息、配当金、投資家への利益分配金、会社またはパートナーシップの合併、買収あるいは解散による利益、株式譲渡益、仮想通貨またはデジタルトークンの譲渡により発生した利益等
- (5) 資産の賃貸による所得、ハイヤーパーチェスや割賦販売契約の解

### 約による受取違約金

- (6) 法律、エンジニアリング、建築、会計等の自由専門業による所得
- (7) 請負契約者が道具以外の主要な原材料を提供する工事請負契約から生じる所得
- (8) 商業および各種産業から生じる所得、上記(1)～(7)以外の所得

### キャピタルゲイン

以下を除き、ほとんどのキャピタルゲインは通常の所得として課税されます。

- タイ国証券取引所に上場されている株式をタイ国証券取引所で売却した場合のキャピタルゲイン、投資信託の売却によるキャピタルゲイン
- 償還価格を下回る価格で最初に売り出された手形および債務証書を除き、無利息の社債、手形、債務証書の売却によるキャピタルゲイン
- ASEAN 加盟国の証券取引所に上場し、ASEAN Link を介して取引される有価証券(公債、社債、手形を除く)の売却によるキャピタルゲイン

キャピタルロスは、キャピタルゲインと相殺することはできません。会社やその他法人が発行した公社債、手形、債務証書の売却によるキャピタルゲインについては、一律 15%の税率で源泉分離課税する方法を選択できます。この場合、確定申告時にそのキャピタルゲインを課税所得から除外することになります。

### 贈与税

生前贈与は歳入法典上の個人所得税の対象とされ、両親、直系尊属、直系卑属、配偶者、他人への贈与について、財産および贈与者別に定める非課税枠を超える場合、課税されます。

個人所得税を免除される贈与の上限額は以下のとおりです。

- 親から子(養子を除く嫡出子)への不動産の所有権または占有権の無償譲渡のうち、一課税年度において子一人あたりで 2,000 万 パーツまで
- 直系尊属、直系卑属、配偶者からの生活費および贈与のうち、一課税年度において合計で 2,000 万 パーツまで
- 直系尊属、直系卑属、配偶者以外の者からの道義的責任による生活費および儀式または確立した慣行としての贈与のうち、一課税年度において合計で 1,000 万 パーツまで
- 省令に定める基準および条件に基づき贈与者の意思に従って宗教、教育または公益のために受贈者が使用する贈与による所得

上述を超える部分に対しては、一律 5%の個人所得税が課せられるため、年間の個人所得税を算出する際に改めて計算に含める必要はありません。

親から子(養子を除く嫡出子)への不動産の無償譲渡については、譲渡登記の都度、2,000 万 パーツを超える部分に対して源泉所得税 5%が課されます。親子間以外の不動産の無償譲渡は、通常の個人所得税累進税率に基づく源泉徴収が必要となります。

## 非課税所得

一部の所得については個人所得税が免除されます。雇用所得に関しては、出張手当や旅費、医療費補助のような一部の給付が非課税所得として扱われます。また、道義的責任による生活費(上限あり、「贈与税」参照)、相続財産(上限あり、「相続税」参照)、前述のキャピタルゲインも非課税となります。

特定の条件を満たす場合、社会保障基金や保険からの収入、タイの銀行から受け取る預金利息、タイでの共同出資や預金に対してイスラム金融の銀行から受け取る分配金の他に、プロビデンツファンド、退職ミューチュアルファンド、長期エクイティファンド、Super Saving Fund(SSF)、国民貯蓄基金から得られる所得についても非課税となります。

2019年8月20日より、確定利付きミューチュアルファンドから個人投資家に分配される収益分配金は非課税となります。

## 税額計算

個人所得税は、総所得から控除可能なすべての経費控除および所得控除を差し引いた後の課税所得に累進課税率を乗じて算出します。

雇用関係以外から生じた課税所得が 120,000 パーツ以上の場合、その課税所得額の 0.5%以上を納税しなければなりません。

## 経費控除

課税所得の分類に基づき、以下の項目を経費として所得から控除することが認められます。

- 「課税所得」の項目で箇条書きした(1)、(2)および(3)のうち営業権、著作権、その他の権利からの所得については、当該所得額の 50%か 100,000 パーツのいずれか低い金額を控除できます。
- 「課税所得」の項目で箇条書きした(5)の所得については、賃貸される資産の種類により所得の 10%から 30%までの金額を控除できます。
- 「課税所得」の項目で箇条書きした(6)、(7)および(8)の所得については、所得や事業の種類により所得の 30%から 60%までの金額を控除できます。

「課税所得」の項目で箇条書きした(3)の営業権、著作権、その他の権利と(5)から(8)までの課税所得については、納税者が歳入局に十分な証拠を提示できる場合に限り、経費の実額を控除することもできます。

## 所得控除

経費控除の後、さらに以下の 2 種類の所得控除が認められます。

1. 人的所得控除 (Personal Allowances)	
・ 納税者本人	60,000 バーツ
・ 配偶者(配偶者に所得がない場合)	60,000 バーツ
・ 紳士または配偶者の摘出子(人数制限なし)	30,000 バーツ/人
・ 2018 年以降に生まれた納税者または配偶者の 2 人目以降の摘出子に対しての追加控除	30,000 バーツ/人
・ 紳士本人の養子(3 名まで)(摘出子と養子の両方がいる場合は、合計で 3 名が上限)	30,000 バーツ/人
・ 父母扶養控除	30,000 バーツ/人
・ 親族の障害者扶養控除	60,000 バーツ/人
・ 親族以外の障害者扶養控除	60,000 バーツ/人

なお、65 歳以上のタイ居住者の所得は年間 190,000 バーツまで非課税となります。

## 2. 特定所得控除 (Specific Allowances)

### ・ 生命保険料控除:

納税者本人に対する生命保険料の実際支払額か 100,000 バーツのいずれか低い金額を所得控除できます。ただし、契約している生命保険会社がタイ国内で営業しており、保険契約期間が 10 年以上であることが条件となります。貯蓄型生命保険契約については、年間運用益が年間保険料の 20% を超える場合、すべての保険金額に対し所得控除が認められません。

最低預入期間が 10 年以上の生命保険に類似する銀行預金は、一課税年度に 100,000 バーツを上限として所得から控除することが認められます。ただし、控除額の 100,000 バーツは上記適格生命保険料と下記健康保険料の合計となります。

また、所得のない配偶者について支払われた保険料についても、課税年度を通じて婚姻関係がある場合、10,000 バーツを上限として所得控除できます。

### ・ タイ国内で営業している生命保険会社または損害保険会社に対して納税者本人を被保険者として支払った健康保険料については、25,000 バーツを上限として所得控除できます。ただし、最大控除額

となる 100,000 パーツには、上記の生命保険料と生命保険に類似する銀行預金を含めた合計となります。

タイ国内営業している生命保険会社または損害保険会社に対して納税者または納税者の配偶者の父母を被保険者として支払った健康保険料については、15,000 パーツを上限として所得控除できます。

- 退職に備えた株式・債券等の長期保有を奨励することを目的に、次のファンドおよび年金型生命保険への投資についても所得控除が認められています。ただし、それぞれ控除額に上限があり、合算で年間 500,000 パーツを限度とします。
- 適格年金型生命保険料控除(タイの生命保険会社に支払われるもの):  
課税所得合計額の 15%と 200,000 パーツのいずれか小さい金額が上限
- 登録プロビデンツファンド拠出金控除:  
課税所得合計額の 15%と 500,000 パーツのいずれか小さい金額が上限
- 退職ミューチュアルファンド拠出金控除:  
課税所得合計額の 30%と 500,000 パーツのいずれか小さい金額が上限
- 国民貯蓄基金控除:  
500,000 パーツが上限
- Super Saving Fund(SSF):  
該当する課税年度における課税所得合計額の 30%と 200,000 パーツのいずれか小さい金額が上限
- 住宅ローン利子控除:  
タイ国内に居住目的で住宅を購入あるいは建設するために資金を借り入れた場合、利息の実際支払額のうち最大 100,000 パーツまでを所得控除できます。

- 政府社会保障基金への拠出金も控除の対象となることがあります。
- 次の寄付については 200%控除が認められています。ただし、合計額はその他の所得控除後の課税所得の 10%を上限とします。
  - 教育省の承認を受けた教育プロジェクトの支援のための寄付（建物、コンピュータ、書籍、教員等）
  - 読書振興を目的とした公立または私立の教育機関による書籍や電子機器の配布を支援するための寄付
  - 安全で創造的なメディア開発基金(Safe and Creative Media Development Fund)、その他芸術、文化、図書、考古学等に関連するファンドへの寄付
  - 貧困層による法的支援の利用確保を目的としたジャスティス基金(Justice Fund)への寄付
  - 公立病院への寄付
  - 2018 年 5 月 14 日から 12 月 31 日の間に行われた Equitable Education Fund
- 教育機関、公的医療施設、認可慈善活動、教育目的技術開発基金(Technology Development Fund for Education)、科学技術開発基金、タイ研究基金、計量システム開発基金、保健システム研究基金および COVID-19 の感染拡大防止を支援する為の事務次官室および首相府に対する寄付金は、その他の所得控除後の課税所得の 10%を上限として控除できます。
- 一度の妊娠につき 60,000 パーツを上限として、納税者または配偶者が支払った妊産婦ケア費用や出産費用は所得控除できます。
- 政党に対する現金の寄付または、政党の資金調達活動を支援するための現金、資産、またはその他の形態で行われる寄付は、10,000 パーツを上限として所得控除できます。
- 2016 年 11 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日の間に電子決済機器を使用するデビットカード決済から生じる手数料に対し 100%の追加控除が認められます。本税制優遇措置は、歳入法第 40 条(5)、(6)、(7) および (8)に基づいて収入を得ている個人に対し、その総額が、本税制上優遇措置が適用される会計期間に 3000 万 パーツを超えない範囲で適用されます。

## 税額控除

納税者は、源泉徴収された税額を年末の確定申告額から控除することができます。

タイ国に居住する納税義務者は、タイ国に設立された会社から支払われた配当の源泉所得税を確定申告額から控除することを選択できます。この場合、配当の原資となった利益に対して課された法人税額を配当所得に加算して他の所得と合算し、課税所得の総額から税額を計算した上で、上述の法人税額を控除します。

外国で支払われた税金については、租税条約により認められる場合を除き、税額控除は認められません。

## 税率

現在の税率は以下のとおりです。

課税所得(バーツ)	税率(%)
0 ~ 150,000	—
150,001 ~ 300,000	5
300,001 ~ 500,000	10
500,001 ~ 750,000	15
750,001 ~ 1,000,000	20
1,000,001 ~ 2,000,000	25
2,000,001 ~ 5,000,000	30
5,000,001 ~	35

## 源泉所得税

所得の支払を行う全ての者は以下の規則に従い、支払の都度、所得税を源泉徴収する義務があります。

- 「課税所得」の項目で箇条書きした(1)および(2)の所得については、所得の支払者に対して以下の方法による源泉徴収が義務づけられています。
  - 支払った所得にその年の支払回数を乗じて年間の総支払額を算定します。
  - 年間総支払額から経費控除および所得控除を差し引いた後、個人所得税の税率表に基づき、年間の個人所得税額を算定します。
  - 年間の個人所得税額をその年の支払回数で除して、一回当たりの源泉所得税額を算定します。
- 「課税所得」の項目で箇条書きした(3)および(4)の所得については、個人所得税の累進税率により源泉徴収しなければなりません。ただし、例外として、利息と配当金はそれぞれ 15%と 10%、利益分配金、デジタルトークンの保持または所持から発生した利益、仮想通貨またはデジタルトークンの譲渡により発生した利益は 15% の一定税率での源泉徴収が義務付けられています。
- 源泉徴収した税金は、課税所得の支払が行われた月の翌月 7 日までに所轄税務署(Amphur office)へ納付しなければなりません。

会社、法人格を有するパートナーシップおよびその他の法人は、個人所得税の納税義務を負う個人に対して所得を支払う場合、以下に示した税率に基づき源泉徴収しなければなりません。

- 賃貸資産への支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした(5)の所得に該当）の 5%
- プロフェッショナルフィーの支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした(6)の所得に該当）の 3%
- 請負報酬の支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした(7)および(8)の所得に該当）の 3%
- 広告費用の支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当）の 2%
- 最終消費者以外に対する販売促進のためのリベート等の支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当）の 3%

- 請負報酬、公共交通機関運賃、レストランやホテルのサービス料、生命保険料以外のサービスへの支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当）の3%
- 公共交通機関を除く運送料の支払いの1%
- コンテスト、競技会、くじ引き等の賞金の支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当）の5%
- 支払者が最終消費者の場合を除き、ダイヤモンド原石、その他のカットされていない宝石に対する支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当）の1%
- 支払者が輸出者である場合の米に対する支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当）の0.5%
- 支払者が輸出者または生産者である場合の水産業、畜産業等への支払い（「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当）の1%
- 「課税所得」の項目で箇条書きした(2)、(3)、(4)、(5)および(6)の所得のうち、非居住者への支払いの 15%（ただし、配当金については 10%）

「課税所得」の項目で箇条書きした(5)、(6)、(7)および(8)の所得が中央または地方の政府機関によって支払われ、その金額が 10,000 バーツを超える場合、支払の都度、1%が源泉徴収されます。

納税者は、確定申告の際、年間の要納税額と既に源泉徴収された税金を比較し、前者が多い場合には差額を追加納税し、後者が多い場合には差額を還付申請します。ただし、還付請求は、法定申告納付期限（または源泉徴収された年の翌年 3 月 31 日）から 3 年以内に歳入局へ行わなければなりません。

## 申告・納税

タイ国では、徵税方法として自己申告制度が採用されています。納税者は所定の申告書に課税年度（暦年）の所得に対する所得税を記入し、翌年の 3 月末までに確定申告および納税しなければなりません。

以下の個人は、納税額の有無に係わらず、前年度の所得について個人所得税の確定申告書を提出する義務があります。

- 配偶者がなく、所得が 60,000 パーツを超える者
- 配偶者がなく、給与所得（「課税所得」の項目で箇条書きした（1）の所得に該当）が 120,000 パーツを超える者
- 配偶者があり、所得が 120,000 パーツを超える者
- 配偶者があり、給与所得（「課税所得」の項目で箇条書きした（1）の所得に該当）が 220,000 パーツを超える者

夫婦は、別々に所得を申告するか、合算申告をするかを選択することができます。

個人所得税の課税年度は、1月1日から12月31日までの暦年です。確定申告の期限は、原則として、翌年の3月31日です。ただし、資産の賃貸、自由業（医術、法律、エンジニアリング、建築、会計および美術）、請負業務、商業およびその他産業により所得を得ている納税者については、6月30日までの半年間の所得について9月30日までに中間申告しなければなりません。中間申告による納税額は、確定申告時に計算された年間納税額から控除できます。

## 加算税および延滞税

不正確な申告（過少申告）をした場合、または、申告を怠った（無申告）場合は、税務署の査定官吏（Assessment Officer）の決定により、加算税を課せられます。加算税は、過少申告の場合、未納付額の 100%、無申告の場合、未納付額の 200% です。納税者の文書による加算税の減額申請に基づき、当該納税義務者に脱税の意図がなく、税務調査に協力的であると査定官吏が判断した場合に限り、加算税額が最高 50% まで減額されることもあります。

納税期限までに納税しなかった場合、1ヶ月につき未納付額の 1.5% を延滞税として支払わなければなりません。ただし、延滞税は、未納付額が上限とされます。

## 税務調査および査定

歳入局は、2年前まで遡って書類や記録を徴求し、税務調査を行う権限があります。ただし、脱税の意図についての確たる証拠がある場合、

あるいは、還付申請に対処するため必要と認められる場合、5 年前まで調査権限を延長することができます。

しかしながら、民商法典上、税務当局は最高 10 年まで査定することができますとされています。

## 不服申立の手続き

納税者は、税務当局の賦課決定に不服のある場合、査定通知書 (Assessment Notice)を受け取った日から 30 日以内に不服申立審理委員会 (Board of Appeal)へ不服を申し立てることができます。さらに、この不服申立審理委員会の決定に同意できない場合、その決定通知を受け取った日から 30 日以内に租税裁判所へ不服を申し立てることができます。

租税裁判所の判決に対しては、30 日以内に特別控訴裁判所への控訴が必要となります。特別控訴裁判所の判決をもって終審となります。案件が極めて重大と考えられ、かつ最高裁判所が承認した場合には、さらに最高裁判所に上告することができます。

不服申立により、税金の支払いが留保されることはなく、歳入局長官によって許可された場合を除き、税金の支払いが法定期限内に履行されなければ未納であるとみなされます。税務当局の査定や不服申立審理委員会の決定に従い、査定通知または決定を受け取った日から 30 日以内に税金を支払わなければなりません。



# 法人税

## 居住者の認定

法人の居住者は、設立の場所により決定されます。タイ国の法律の下で設立された会社は、内国法人となります。マネージメントや管理の場所は、法人の居住者を決める法的な要因とはなりません。タイ国に設立された法人は、全世界の所得に対してタイ国で税金を課せられます。

## 納税義務者

- 会社および法人格を有するパートナーシップ
- ジョイントベンチャー／財団および協会
- タイの法律または外国の法律に基づき法人として設立された投資信託
- 外国の法律の下で設立された法人で
  - タイ国で事業活動している場合(例:支店)
  - タイ国で事業活動はしていないが、タイ国内で、またはタイ国から特定の収益を得ている場合
- 外国政府の機関および外国の法律の下で組織された法人で、タイ国で事業活動している場合
- 財務大臣の認可に基づき歳入局長官によって指定されたその他の法人

## 課税所得

- タイ国で設立された会社および法人格を有するパートナーシップは、タイ国内および国外を源泉とする利益に対して法人税(Corporate Income Tax)が課されます。
- 外国の法律の下で設立された会社がタイ国で事業活動している場合(支店等)、タイ国での事業活動により得られた利益に対して法人税が課されます。さらに、本国へ送金される税引後の利益は 10% の税率で課税されます。  
「タイ国で事業活動している」という文言は適用範囲が広く、従業員

や代表者、仲介者が存在することによって外国企業がタイ国で所得を得ている場合も該当します。

- 外国の法律の下で設立された会社は、タイ国で事業活動していない場合も、租税条約による免税措置のない限り、タイ国で得た以下のような所得に対して源泉所得税を課せられます。以下は、そのうちの数例です。
  - 仲介料
  - サービス報酬
  - 使用料 (ロイヤルティ)
  - 利息、配当、キャピタルゲイン
  - 資産の賃貸料

## 総収入に対する課税

国際輸送事業を行う財団、協会および外国の会社および投資信託は、その総収入に対して法人税が課されます。

財団および協会については、登録料、入会金および寄付金以外の総収入に対して 10%の法人税が課されます。ただし、財団および協会の総収入が前述の「個人所得税 - 課税所得」の項目で箇条書きした(8)に該当する所得である場合、2%の軽減税率が適用されます。

タイ国で事業活動している外国の航空会社および海運会社は、乗客を輸送する場合、タイ国内で徴収される航空運賃、乗船料およびその他収入(費用控除前)に対して 3%の法人税が課されます。物品搬送の場合には、タイ国内で徴収される貨物運送料、用船料およびその他収入(費用控除前)、さらにタイ国からの物品輸送に関してタイ国外で徴収される貨物運送料、用船料およびその他収入(費用控除前)に対して 3%の法人税が課されます。

2019 年 8 月 20 日より、証券取引法に基づき設立されたミュー・チュア・ル・ファンド(退職投資信託 (RMF) および社会保障基金、国民貯蓄基金、年金積立基金、企業年金基金、RMF への売却を目的として設立された投資信託を除く)は、利息と割引料の総収入に対し 15%の法人税が課されます。

## キャピタルゲイン

タイ国ではキャピタルゲインに関する特別の規則はありません。以下の「適用除外」に記載されている場合を除き、会社が得たキャピタルゲインは、税務上、通常の収益として取り扱われます。タイ国で事業活動をしていない外国の会社がタイ国における投資の売却により得たキャピタルゲインは、租税条約による免税措置のない限り、その投資の購入者によって 15%が源泉徴収されます。

非居住者が国債の売却により得たキャピタルゲインについても、租税条約による減免措置のない限り、15%が源泉徴収されます。

## 非課税所得

- 下記の所得は、法人税が免除されます。
  - タイ証券取引所の上場会社が配当受領日の前後 3ヶ月以上保有しているタイ国の会社の株式から受け取る配当金。

非上場会社が議決権を有する株式の 25%以上を保有するタイ国の会社(直接間接に関わらず、株式の相互保有がないことが前提)から受け取る配当金。ただし、当該非上場会社が配当受領日の前後 3ヶ月以上、タイ会社の株式を保有していた場合にのみ適用されます。なお、当該非上場会社がタイの会社の株式を配当受領日の前後 3ヶ月以上保有していた場合でも、上記の株式の相互保有の要件や、25%以上保有の要件を満たさない場合には、配当金の半額のみが法人税免除の対象となります。

会社が合併または全部事業譲渡(EBT)を行った場合、新設会社または存続会社は、合併または EBT の前身会社の所有期間を上記の 3ヶ月の保有期間に含めることができます。

- タイ国の会社が海外投資により受領する配当金で、当該配当金受領前少なくとも 6ヶ月間にわたり配当する会社の議決権を 25%以上保有しており、かつ、配当する会社が所在する国において、当該配当金の原資となる純利益に対して 15%以上の法

人税が課されている場合。なお、所在地国における「特別法」により、純利益に対する軽減税率の適用や法人税が免除されている場合にも、配当を受領した会社は法人税の免除を受けることができます。

- タイの会社またはタイ国で事業を行う外国の会社が法人格のないジョイントベンチャーから受け取る配当金または利益の分配。
- 外国政府の金融機関(特別法に基づいて組織される外国政府により完全に所有される金融機関)が受け取る外国通貨ローンの利子。
- タイ国で事業活動していない外国企業が受け取るタイ国債、タイ銀行の債券、金融機関開発基金の債券の利息。
- 2019年8月20日以降、タイおよびタイ国以外の法人投資家が受け取る確定利付きミューチュアルファンドからの利益分配金。
- 2019年8月20日以降、タイおよびタイ国以外の法人投資家が受け取る確定利付きミューチュアルファンドからの利益分配金。
- タイ企業により法人(不動産ファンドを除く)として設立されたその他の投資信託への投資から生じる利益の分配は非課税(上場会社は 100%、非上場会社は 50%免除)とする。但し、タイの会社が利益分配金受領の前後 3ヶ月間ファンドユニットを保有していることを条件とし、2019年8月20日以降に受領した利益分配金に適用されます。
- タイ企業およびタイで事業を行う外国企業が、確定利 2019年8月20日以降にミューチュアルファンドのファンド・ユニットを売却して得たキャピタルゲインは非課税とする。但し、非課税所得にかかる投資および費用が損金算入されないことが条件となります。

- 下記の納税者は、法人税が免除されます。
  - 投資奨励法および特定産業競争力強化法に基づきタイ投資委員会(BOI)により一定期間の免税恩典を与えられた会社
  - 特定の財団および組織
  - 互恵条約を取り交わした外国の公的組織、および外交組織
- 証券化のための特別目的事業体(SPV)は、証券取引委員会(SEC)に承認された証券化プロジェクトから発生した所得について課税が免除されます。ただし、債権からのキャッシュインフローや費用決裁の運用および配賦についてはSECに承認されたプランに従わなくてはなりません。また、SPVの全ての資産と利益が原資産所有者に譲渡されてSPVが解散するまで、SPVの株主には配当が支払われません。

## 税率

- 一般的な法人税率は20%が適用されます。
- 中小企業(SME)に対しては以下の税率が適用されます。

純利益(バーツ)	法人税率(%)
0 ~ 300,000	-
300,001 ~ 3,000,000	15
3,000,001 ~	20

中小企業が軽減税率を受けるには以下の条件を満たさなければなりません。

- 会計年度末において払込資本金が500万バーツ以下であること
- 「商品の販売およびサービスの提供」による収入が3,000万バーツ以下であること

## 支店所得

外国の会社の支店は、タイ国内で得た利益についてのみ通常の法人税率で法人税を支払います。支店の利益を外国の本店に送金する場合、10%の税率で追加で課税されます。ただし、外国の商業銀行の支店が、

「アウト・アウト事業」により得た利益を送金する場合は、この追加の課税は免除されます。

## 機能通貨

会社は歳入局長官に対して、タイ国通貨以外の通貨を機能通貨として使用する意向を通知した後、純利益、未払税金の計算を含む全ての会計帳簿と会計記録を、当該外貨機能通貨によって記録することができます。

- ・ 機能通貨の使用または変更が認められた会計期間の前会計期間の末日(以下「前会計期間末日」という)におけるすべての通貨、資産、負債およびその他の項目(前期繰越残高)は、会計監査の資格を取得した者が監査・承認を行った会計規則に従つた為替レートで換算される必要があります。

期中の為替差損益の計算方法は以下のとおりです。

- ・ 会計期間中に、受領または支払がされた通貨、資産または負債は、その受領または支払日における市場レートで、機能通貨に換算される必要があります。
- ・ 会計期間の末日において、未決済の通貨、資産および負債は、以下のいずれかのレートによって、機能通貨に換算される必要があります。
  - 「仲値レート」
  - 歳入局長官によって特別に承認された他のレート
  - タイ国中央銀行により算出された各商業銀行の買いレートの平均値または売りレートの平均値

機能通貨の変更または上記為替レートの使用には、歳入局長官の事前承認が必要です。機能通貨の変更により生じる為替差損益、または、機能通貨により計上されている未払税金を支払いのためにタイバーツに変換することにより生じる為替差損益は、税務上、それぞれ損金不算入および益金不算入として扱われます。

税金の更正、加算税、延滞税および還付金は承認を受けた機能通貨によって通達されますが、納税および還付は納税日または還付が認可された日の前営業日にタイ中央銀行により算出された仲値レートを使用して換算されたタイバーツにより行われます。

## 純利益の計算

純利益は、いくつかの例外を除き、一般的に公正妥当と認められる会計実務にしたがって発生主義に基づいて計算しなければなりません。

## 所得控除

- 歳入法典に別途定めがない限り、利益獲得または事業のために生じた全ての費用を所得から控除できます。
- 利益獲得あるいはタイ国での事業のために支出したロイヤルティ、マネジメントフィーおよび利息費用は合理的な金額に限り所得から控除できます。
- 認定された慈善活動や技術開発教育基金、適格社会的企業(ソーシャル・エンタープライズ)などに対する公益を目的とした寄付金、および教育やスポーツの振興を目的とした寄付金は、純利益の 2%を限度として所得控除が認められます。
- 科学技術開発基金、タイ研究基金、計量システム開発基金および健康システム・リサーチ基金に支払われた寄付金で、慈善または公益を目的とした他の寄付金と合わせて、純利益の 2%を限度して所得控除が認められます。
- 2018 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの間に天然資源環境省の気候変動対策のため地域森林プロジェクトに対し行う寄付金は、慈善または公益を目的とした他の寄付金と合わせて、純利益の 2%を限度として所得控除が認められます。

- 政党への寄付金は、50,000 パーツを上限とし控除が認められます。
- 以下の項目については 100%の追加所得控除が認められます。
  - 社内図書館用の書籍または電子機器の購入費用(限度額 50,000 パーツ)。
  - 社内の従業員研修費、および社外の所定の研修機関で開催される研修費用。
  - 定年退職した元従業員または労働局に登録された 60 歳以上の高年齢者の雇用に係る費用。追加所得控除の対象となる賃金は 1 人あたり月額 15,000 パーツを超えないものであり、月額 15,000 パーツを超えて支払われる従業員の賃金は控除の対象となりません。
  - 政府機関または民間企業を雇用する際の技術およびイノベーションに関する研究開発 (R&D) 費用で、歳入局長の許可を得てタイ国内で研究開発が行われるもの。
  - 従業員の福利厚生として、2018 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の期間に事業所内に託児所を設置した場合に支払った費用(限度額 100 万 パーツ)。

2020 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の期間に従業員に対して行われる国内のセミナーやトレーニングに関するセミナールームの利用、宿泊、交通およびその他費用、または法律に基づき運営されている旅行業者に支払う費用。
- 以下の費用と寄付金は、通常の所得控除に加えて 100%の追加所得控除(ただし、慈善、公益、教育、スポーツのための寄付金控除前の純利益の 10%を限度とします)が認められます。
  - 教育省の承認を受けた教育プログラムの支援のための寄付(建物、コンピュータ、書籍、教師等)

- 教育および娯楽活動の支援を目的とした、子供の遊び場、公園、無料で開放されている民間の運動施設の建設や維持のための費用
  - 読書振興を目的とした公立または私立の教育機関による書籍または電子機器の購入を支援するための寄付(現金によるか資産によるかは問わない)
  - 安全で創造的なメディア開発基金(Safe and Creative Media Development fund)、その他芸術、文化、図書、考古学に関連するファンドへの寄付
  - 公正基金(Justice Fund)に対して支払われた寄付金
  - 県立病院への寄付金
  - 2018年5月14日から2020年12月31日の間に現金または資産の形で行われる公平教育基金にかかる寄付
- 2016年11月1日から2021年12月31日の間に電子決済機器を使用したデビッドカードによる支払いを受けるために支払われた中小企業の手数料については、100%の追加所得控除が認められます。

「中小企業」とは、会計年度末において払込資本金が500万バーツ以下であり、かつ、いかなる会計期間においても「商品の販売およびサービスの提供」による収入が3000万バーツ以下である企業体をいう。

- 2020年1月1日から2020年12月31日の間に実際に支払われた金額に基づいて、新規機械の投資に対して150%の追加費用控除が認められます。機械はタイ国内に所在し、2020年12月31日までに使用できるよう、準備されている必要があります。

リース事業を行う法人およびリースを活用して機械設備投資を行う企業については、本税務恩典の対象になりません。

- タイの法律に基づきホテル事業を行う企業が 2020 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの間に支出する自社資産の改築、拡張および改良に要する費用に対し 150% の追加費用控除が認められます。なお、資産を現状回復するための修繕は、恩典の対象なりません。

資産には、タイの法律に基づきホテル事業を行う上で使用される建物および建物に恒久的に付属する建物付属設備を含みます。

資産はタイ国内に所在し、2020 年 12 月 31 日までに使用可能な状態でなければなりません。

保有固定資産(土地を除く)が 2 億バーツ以上で、総従業員数が 200 名を超える法人が、保有固定資産(土地を除く)が 2 億バーツ以下で、総従業員数 200 名以下の関連会社ではない法人に対し、事業促進プロジェクトに関連する支払いを行った場合に、その費用に対し、200% の控除が認められます。本税務恩典は 2019 年 1 月 1 日以降 2020 年 12 月 31 日までに開始する会計年度に適用されます。

これらの費用は、その他の勅令により認められた 200% の費用控除と併せて、慈善、公益、教育、スポーツのための寄付金を控除する前の純利益の 10% を上限とします。

- 2020 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日の間にタイ赤十字社へオンラインを通じて現金または資産を寄付した場合、その費用に対し 200% の控除が認められます。

これらの寄付金は、200% の費用控除と併せて、慈善目的や公益および教育やスポーツのための費用を控除する前の当期純利益の 10% を超えてはなりません。

法人が 2020 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の間に、教育機関が設立したインダストリー 4.0 へ向けた人材育成推進センター (Personnel Development Promotion Centre :PDPC) へ以下の資産を寄付した場合、200% の費用控除を認めています。

- インダストリー4.0 へ向けた自動化システムのための機械、部品、設備および器具
- インダストリー4.0 へ向けた自動化システムのための機械に接続するコンピューターソフトウェア

上記に加え、企業の収益に応じた基準額により、さらなる控除が認められます。

ただし、本項目における資産寄付の控除総額には、上限があります。

法人が、2019年1月1日から2021年12月31日の間に歳入局長官が規定するカテゴリーの範囲内であり、産業経済事務所から製品認定を受けた生分解性プラスティック製品を購入するために支払う費用に対し、25%の追加の控除が認められます。

## 損金不算入項目

以下の費用については損金算入が認められません。

- 引当金や準備金への繰入額
- 基金への拠出金(ただし、登録プロビデントファンドへの拠出金を除く)
- 個人的費用および贈答品費
- 法人税
- VAT(一部を除く)
- 全ての税法に基づく罰金、加算税および延滞税
- 株主へ支払われた給与支払額のうち、合理的な金額を超える部分
- 虚偽または架空の経費
- 会社の資本、準備金および基金から生ずる利息
- 受領者が特定できない支出
- 事業年度終了後に利益に基づいて決められる支出
- 財務省令に定められる規則、手続き、条件に準拠していない貸倒損失

- 保険または補償契約により補填される損害

## 減価償却費

取得原価の一定割合に基づく減価償却は、損金算入が認められています。会社が会計上適用している減価償却率が税務上認められている償却限度率よりも低い場合、会社が適用している償却率により算出された減価償却費のみを税務上損金算入できます。償却方法としては、定額法が最も一般的ですが、級数法および200%定率法も認められます。定額法の償却限度率は、次の通りです。

建物:

- 長期使用する建物 5%
- 仮設の建物 100%

天然資源で枯渇するもの 5%

賃借権:

- 賃貸借契約書がない場合、または、賃貸借契約書はあるが、連続的な更新を認める条項がある場合 10%
- 賃貸借契約書はあるが、更新条項のない場合、または、更新条項はあっても更新期間に制限のある場合 (注 1)

工程に関する権利、方式に関する権利、営業権、商標権、営業免許、

特許権、著作権、その他の権利 :

- 使用期間が限られていない場合 10%
- 使用期間が限られている場合 (注 2)

その他の償却資産(ただし、土地および売買目的有価証券を除く) 20%

(注 1) 100 を当初の賃借期間および更新期間の合計年数で除した百分率

(注 2) 100 を使用年数で除した百分率

## 特定の資産に対する特別償却

研究開発用機械装置については、取得時に40%で特別償却し、未償却残高を年間最大20%の償却率で償却することが認められています。

コンピュータハードウェア・ソフトウェアについては、3会計期間で償却

することが認められています。

## 中小企業に適用される特別償却

土地を除く固定資産が 2 億バーツ以下で、従業員 200 人以下の会社および法人格を有するパートナーシップには以下の特別償却を適用することが認められています。

- 機械装置については、取得時に 40%で特別償却し、未償却残高を年間最大 20%の償却率で償却することが認められています。
- コンピュータハードウェア・ソフトウェアについては、取得時に 40%で特別償却し、未償却残高を 3 会計期間で償却することが認められています。
- 工場建物については、取得時に 25%で特別償却し、未償却残高を年間最大 5%の償却率で償却することが認められています。

## 欠損金

欠損金は、将来の利益と相殺するため 5 会計期間繰り越すことができます。欠損金の繰戻しは認められません。

欠損金は税務上それぞれの会社で計算され、連結グループ内の各社で欠損金を合算して税務申告する方法はありません。会社の株式保有の変更は税務上の欠損金に何ら影響を及ぼしません。

## 国内への支払いにかかる源泉所得税

会社、法人格を有するパートナーシップ、その他の法人が、他のタイ国の会社、法人格を有するパートナーシップ、その他の法人および支店や恒久的施設を通じてタイ国で事業活動している外国会社に対して所得を支払う場合、以下の通り源泉徴収しなければなりません。

- 特許権、著作権等の無形固定資産、その他の権利の使用に対するロイヤルティの支払いの 3%
- 銀行および金融機関以外の内国法人に対する利息、ならびに、銀行または金融機関に対する債券利息の支払いの 1%
- 配当または、登記されたパートナーシップの利益分配の支払いの 10%

- 資産に対する賃借料の支払いの 5%
- 商船に関する奨励法に基づく、国際輸送に使用する船舶の賃借料の支払の 1%
- プロフェッショナルサービスに対するフィーの支払いの 3%
- 請負報酬の支払いの 3%
- 恒久的支店をもたない外国法人に対する請負報酬の支払いの 5% (注記参照)
- コンテスト、競技会、くじ引き等の賞金の支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当)の 5%
- 広告費用の支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当)の 2%
- 最終消費者以外に対する販売促進のためのリベート等の支払いの 3%
- サービス料の支払い(請負報酬、公共交通機関運賃、レストランやホテルのサービス料、生命保険料を除く)の 3%
- 運送料の支払いの 1%
- 損害保険料の支払い 1%
- カットされていないダイヤモンドやその他の宝石に対する支払い(支払者が最終消費者である場合を除く)の 1%
- 支払者が輸出者である場合の米に対する支払いの 0.5%
- 特定の農産物(シートゴム、キャッサバ、ジュートまたはケナフ、トウモロコシ、サトウキビ、コーヒー豆、油ヤシの種子等)に対する支払いの 0.75%(購買者が輸出者であるか、これらの農産物から生産される製品の製造業者である場合)
- 生きているか否かに問わらず、水生動物に対する支払いの 1% (支払者が輸出者であるか、これらの水生動物から生産される製品の製造業者である場合)

#### 注記:

恒久的支店は「恒久的施設」とは異なります。下記のいずれかを満たす場合には、恒久的支店を有していることになります。

- タイ国内に事務所を有していること
- タイ国内で契約業務以外の事業を行っていること (例:商品の購入および販売)
- タイ国内で従業員のためにプロビデントファンドを設立していること

## 税額控除

タイの会社は、事業所得もしくは受取配当金に対して支払った外国税額を法人税額から控除することができます。外国税額控除は、所得に対して課税されるタイ国の税額を上限とします。

また、上記の源泉所得税や中間申告納税額も控除することが認められています。

## 国外への支払いにかかる源泉所得税

タイ国内で事業を営まない外国の会社への収益の送金には、源泉所得税が課せられます。

所得の分類による税率：

- 仲介手数料および役務提供料 15%
- ロイヤルティ 15%
- 利子 15%
- 配当金 10%
- キャピタルゲイン 15%
- 資産の賃貸料 15%
- 自由専門業に対する報酬 15%

これらの源泉所得税は、租税条約により減額または免除される可能性があります。

## 租税条約

タイ国と租税条約を締結している国および各国への支払いにかかる源泉所得税率は、以下の通りです。

受領国	配当(%)	利子(%)	ロイヤルティ(%)※
日本	10	0/10/15(20)	15
アイルランド	10	10/15(15)	5/10/15(17)
アラブ首長国連邦	10	10/15(1)	15
アルメニア	10	10/15(1)	15
イスラエル	10	10/15(1)	5/15(18)
イタリア	10	0/10/15(19)	5/15(3)
インド	10	10	10

受領国	配当(%)	利子(%)	ロイヤルティ(%)※
インドネシア	10	10/15(1)	15
ウクライナ	10	0/10/15(34)	15
ウズベキスタン	10	10/15(1)	15
英 国	10	10/15(1)	5/15(3)
エストニア共和国	10	10	8/10(11)
オーストラリア	10	10/15(1)	15
オーストリア	10	10/15(1)	15
オランダ	10	10/15(1)	5/15(3)
オマーン	10	10/15(25)	15
カナダ	10	10/15(1)	5/15(6)
韓 国	10	10/15(15)	5/10/15(21)
カンボジア	10	10/15(1)	10(5)
キプロス	10	10/15(8)	5/10/15(9)
クウェート	10	10/15(1)	15
シンガポール	10	10/15(15)	5/8/10(29)
スイス	10	10/15(1)	5/10/15(32)
スウェーデン	10	10/15(1)	15
スペイン	10	10/15(1)	5/8/15(31)
スリランカ	10	10/15(1)	15
スロベニア	10	10/15(1)	10/15(30)
セーシェル共和国	10	10/15(1)	15
台湾	5/10(33)	10/15(1)	10
タジキスタン	10	10	5/10(3)
中華人民共和国	10	10/15(1)	15
チェコ共和国	10	10/15(1)	5/10/15(10)
チリ	10	10/15(1)	10/15(7)
デンマーク	10	10/15(1)	5/15(3)
ドイツ	10	0/10/15(14)	5/15(3)

受領国	配当(%)	利子(%)	ロイヤルティ(%)※
トルコ	10	10/15(1)	15
ニュージーランド	10	10/15(15)	10/15(23)
ネパール	10	10/15(1)	15
ノルウェー	10	10/15(1)	5/10/15(24)
バーレーン	10	10/15(1)	15
パキスタン	10	10/15(1)	0/10/15(26)
ハンガリー	10	10/15(1)	15
バングラデシュ	10	10/15(1)	15
フィリピン	10	10/15(1)	15
フィンランド	10	10/15(1)	15
フランス	10	3/10/15(12)	0/5/15(13)
ブルガリア	10	10/15(1)	5/15(4)
米国	10	10/15(15)	5/8/15(35)
ベトナム	10	10/15(1)	15
ペラルーシ共和国	10	10/15(2)	15
ベルギー	10	10/15(1)	5/15(3)
ポーランド	10	10/15(1)	0/5/15(27)
香港	10	10/15(15)	5/10/15(16)
マレーシア	10	10/15(1)	15
南アフリカ	10	10/15(1)	15
ミャンマー	10	10	5/10/15(22)
モーリシャス	10	10/15(1)	5/15(4)
ラオス	10	10/15(1)	15
ルーマニア	10	10/15(1)	15
ルクセンブルク	10	10/15(1)	15
ロシア	10	10/15(28)	15

※ロイヤルティはタイの多くの租税条約において、産業、商業または学術的な設備の使用または使用の権利を含むものとされています(恒久的

施設を有する場合のみ課税される事業所得としては扱われません)。また、「ノウハウ」の移転を含むコンサルタントや専門的業務は、事業所得ではなくロイヤルティとして取り扱われる可能性があります。

- (注) 表の括弧内の数字は、下記の参考番号を示しています。
- (1) 銀行または金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には、10%の税率が適用されます。
- (2) 以下の利子には、10%の税率が適用されます。  
-銀行または金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子  
-設備や機械、サービスの信用販売に基づく債務に対して支払われる利子
- (3) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用または使用権に支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。
- (4) 文学、美術もしくは学術上の著作物(ラジオまたはテレビ放送に使用されるフィルム、テープおよびディスクの使用を除く)の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5% の税率が適用されます。
- (5) テクニカルサービスの提供料は 13 条により 10% の源泉徴収税が課せられます。テクニカルサービスには管理、技術またはコンサルティングサービスが含まれます。2017 年 9 月 7 日に署名された議定書の下、タイにおいては管理、技術またはコンサルティングサービスは 12 条(ロイヤルティ)および 13 条に該当しますが、13 条が適用されます。
- (6) 文学、演劇、音楽、もしくは美術上の著作物の著作権の製作もしくは複製に対して支払われるロイヤルティ(映画、フィルム作品、およびテレビに関連して使用されるビデオテープに関するロイヤルティを除く)には、5%の税率が適用されます。
- (7) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用もしくは使用する権利、または産業、商業もしくは学術上の設備の使用もしくは使用する権利に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (8) 以下の利子には、10%の税率が適用されます。  
- 銀行または金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子  
- 産業、商業もしくは学術上の設備の信用販売に関して支払われる利子  
- 事業者間における商品の信用販売に関して支払われる利子
- (9) 文学、演劇、音楽、美術もしくは学術上の著作物(ソフトウェア、ラ

ジオまたはテレビ放送に使用される映画やフィルムおよびテープを含む)の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。

産業、商業もしくは学術上の設備の使用、ならびに、産業、商業、学術的な経験に関する情報の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。

- (10) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権(ラジオまたはテレビ放送に使用される映画、フィルムおよびテープを除く)の譲渡、使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。特許権、商標権、意匠、模型、図面、機密の数式や工程の譲渡対価に対しては、10%の税率が適用されます。
- (11) 産業、商業もしくは学術上の設備を使用する権利に対して支払われるロイヤルティには 8%の税率が適用されます。上記以外のロイヤルティには 10%の税率が適用されます。
- (12) 公的金融機関が参画し、法定機関または企業に供与される 4 年以上の借入またはクレジットに関する利子に対しては、3%の税率が適用されます。ただし、これらの借入またはクレジットが、設備の売却または産業、商業もしくは学術上の施設や公共事業の調査、据付、提供に関連していることを条件とします。金融機関に支払われる利子に対しては、10%の税率が適用されます。
- (13) フィルムまたはテープに関連して、締結国または国有会社に支払われるロイヤルティには、0%の税率が適用されます。文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の譲渡、使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには 5%の税率が適用されます。
- (14) 金融機関(締結国、州、行政区域、地方当局、地方行政、ドイツであれば「ドイツ連邦銀行」または「復興金融公庫」、タイ国であれば「タイ中央銀行」によって完全所有されている金融機関)に対して支払われる利子には、0%の税率が適用されます。銀行および金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には 10%の税率が適用されます。
- (15) (a)金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子、および、(b)施設、商品またはサービスの信用販売に基づく債務に対して支払われる利息(独立企業間価格で行われていない場合を除く)には、10%の税率が適用されます。
- (16) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。特許権、商標権、意匠、模型、図面、機密の数式や工程の

- 使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (17) 文学、美術もしくは学術上の著作物(ソフトウェア、ラジオまたはテレビ放送に使用される映画やフィルムおよびテープを含む)の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。産業、商業、学術上の設備および特許の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには10%の税率が適用されます。
- (18) 文学、美術もしくは学術上の著作物(ラジオまたはテレビ放送に使用される映画、フィルムおよびテープを除く)の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには5%の税率が適用されます。
- (19) 締結国または行政区域や地方当局によって完全所有されている金融機関に支払われる利子には0%の税率が適用されます。銀行や金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には10%の税率が適用されます。
- (20) 国によって完全所有されている金融機関に支払われる利子には0%の税率が適用されます。銀行や金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には10%の税率が適用されます。
- (21) 文学、美術もしくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画、フィルム作品、ラジオまたはテレビ放送に関連して使用されるテープおよびその他の方法による複製物を含む)の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには5%の税率が適用されます。また、特許権、商標権、模型、図面、機密の数式や工程の使用に対して支払われるロイヤルティには10%の税率が適用されます。
- (22) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用または使用権には5%の税率が適用されます。また、経営コンサルタントおよび産業、商業または学術上の経験に関する情報の対価に対しては10%の税率が適用されます。
- (23) すべての著作物の著作権の使用または使用権、および産業、商業もしくは学術上の施設の使用または使用権、および映画、フィルム、ビデオテープ、テレビまたはラジオ放送に関連して使用されるその他の方法による記録の使用または使用権、および衛星、ケーブル、光ファイバーまたはその他同様の技術によって公共に送信される視覚映像もしくは音声またはその両方の受信あるいは受信する権利、およびテレビまたはラジオ放送に関する使用または

- 衛星、ケーブル、光ファイバーまたはその他同様の技術によって公共に送信されるテレビもしくはラジオ放送、視覚映像もしくは音声またはその両方の使用の権利に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (24) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。産業、商業、もしくは学術上の施設の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには 10%の税率が適用されます。
- (25) (a)銀行または金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子、ならびに、(b)政府により保証された借入または請求権に対して支払われる利子には、10%の税率が適用されます。
- (26) フィルムまたはテープに関連して、締結国または国有会社に支払われるロイヤルティには、0%の税率が適用されます。文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の譲渡、使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (27) テープまたはフィルムに関連して締結国または国有会社に支払われるロイヤルティには、0%の税率が適用されます。文学、美術もしくは学術上の著作物(テレビまたは放送に使用される映画およびテープを除く)の著作権の譲渡、使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。
- (28) 以下の受領者に該当し支払われる利子には、10%の税率が適用されます。
- ロシア居住者の場合、銀行業務ライセンスを保有する機関
  - タイ居住者の場合、金融機関(保険会社を含む)
- (29) 文学、美術もしくは学術上の著作物(映画フィルム、ラジオまたはテレビ放送に使用されるフィルム、テープを含む)の著作権の使用料または使用権のロイヤルティには 5%の税率が適用されます。特許権、商標権、意匠、模型、図面、機密の数式および工程の使用料または使用権、ならびに、産業、商業もしくは学術上の施設の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには 8%の税率が適用されます。
- (30) 文学、美術上の著作物(ラジオまたはテレビ放送に関連して使用される動画、生放送、フィルム、テープおよびその他の方法による複製物を含む)の著作権の使用または使用権、ならびに、産業、商業もしくは学術上の施設の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (31) 文学、演劇、音楽、美術もしくは学術上の著作物の著作権(ラジオ

- またはテレビ放送に使用される映画、フィルムおよびテープを除く)の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。産業、商業もしくは学術上の施設の使用または使用権のためのファイナンス・リースの対価として支払われるロイヤルティには、8%の税率が適用されます。
- (32) 著作権、美術にもしくは学術上の著作物(ラジオまたはテレビ放送に使用される映画、フィルムおよびテープを除く)の譲渡、使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。特許権、商標権、意匠、模型、図面、機密の数式や工程の譲渡に対しては、10%の税率が適用されます。
- (33) 配当金支払い会社の資本を受領者が 25%以上保有する場合には、5%の税率が適用されます。
- (34) 貿易および投資促進のために国が設立し所有している金融機関に対して支払われる利子に対しては 0%の税率が適用されます。銀行や金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には 10%の税率が適用されます。
- (35) 文学、美術もしくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画、フィルム作品、ラジオまたはテレビ放送に関連して使用されるテープおよびその他の方法による複製物を含む)の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。産業、商業もしくは学術上の施設の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、8%の税率が適用されます。

## 連結納税

連結納税は、タイ国において認められていません。

## 持株会社

持株会社についての特別の規則はありません。

## 過少資本税制

現時点では過少資本税制についての特別の規則はありません。

## 移転価格税制

2018年11月21日に移転価格条項が歳入法典に導入されました。これらの条項は2019年1月1日以降に開始する会計年度より適用されます。本条項の改定前は、歳入局は法人税の一般規定および移転価格ガイドラインによって、関連当事者間取引のコンプライアンスを管理していました。新しい移転価格条項はOECDの独立企業間の原則に基づき、関連者の定義、移転価格情報の開示義務および様々な開示事項に違反した場合の罰則を規定しています。

これまでに財務省および歳入局は細則を発行し制度の明確化と詳細な実務のガイダンスを提供してきましたが、今後も追加的な規制が予測されます。

## 独立企業間原則

移転価格税制は、独立企業間の原則を採用しています。歳入局担当官は会社の関連者との取引価格が独立企業間取引価格になるように納税者の収益や費用を修正し、追徴税、延滞税、加算税の為に調査を行う権限を有します。移転価格の調整の結果、納税不足とされた場合には、みなし配当およびみなし貸付利息のいずれかの形式で、第二次調整が適用されます。

## 関連者の定義

以下の条件に当てはまる法人および法人格を有するパートナーシップは関連者とみなされます。

- 一方の法人が他方の法人の資本の50%以上の株式を直接または間接に保有している場合の当該二つの法人
- 二つの法人が同一の者によってそれぞれの法人の資本の50%以上の株式を直接または間接に保有される場合の当該二つの法人
- 一方の法人が他の法人と資本、経営の関係を有する場合、または支配をすることで、他方の法人から独立して事業活動を行うことができない場合の当該二つの法人

（「関係」と「支配」の解釈に関する更なる説明は今後、追加の細則に

より明確化されることが見込まれます。)

## 移転価格文書の報告要件

年間売上高が2億バーツ以上の会社は移転価格に関する情報の報告が求められます。移転価格の報告は以下2つのレベルに分けられます。

1. 部分開示—納税者は移転価格開示フォームの記入を行い、法人税確定申告書を提出するタイミングで提出することが求められます。
2. 全部開示—納税者は完全な移転価格文書を作成し、開示フォームの提出後5年間保管し、歳入局の要請に応じて提出が求められます。

### 部分開示: 移転価格開示フォーム

移転価格開示フォームでは、企業との間で締結された取引の有無にかかわらず、グループ内すべての関連当事者を記載する事が求められます。また、収益および費用の性質により分類された会社間の取引額の開示も要求されます。

開示フォームを提出する企業は、会計期間中に連結財務諸表を作成する必要があったか、事業再編が行われたか、(もしそうであれば所得、費用、粗利益への影響)、また無形資産を関連当事者に譲渡したかどうかも併せて開示する必要があります。

### 全部開示: 移転価格文書化

2020年7月1日現在、移転価格文書化に関する詳細な要件は公表されていません。しかし、特定の移転価格条項の下で対象となる移転価格の文書化においては、タイの納税者である関連当事者取引を扱うローカルファイルと、MNE グループの全メンバーに関連する標準化された情報で構成されるマスターファイルのみを含むこと意図しています。

ローカル・ファイル・ローンの収益基準額は2億バーツに設定されていますが、マスター・ファイル・ローンの収益基準額はこれよりはるかに高い値が適用されると予想されます。

移転価格の文書化要件の詳細については、細則において明確化される

ことが見込まれます。

国別報告書 (CbCR) は、現在草案中の別の法律で運営されます。2019 年度においては、CbCR の要件は適用されませんでした。

## 罰金

または不正確な情報を提出することにより、移転価格文書の開示要件を満たさない場合には、移転価格情報の報告の各段階について 20 万バーツ以下の罰金が科されます。

## 事前確認制度(APAs)

二国間事前確認制度 (Bilateral Advance Pricing Agreements:BAPAs) は、通常、5 会計年度を限度として利用が可能です。

タイ国で設立された法人およびパートナーシップで、タイと租税条約を締結している国の居住者と関連者間取引を有するものが APA 申請を行うことができます。

APA 手続きは追加の細則にて明らかになる予定です。その間、APA 手続きは現行の APA ガイドライン(正式な法律ではありません)に従います。これらのガイドラインでは、APA の申請を希望する納税者は、APA の対象となることを考えている最初の会計年度終了日より少なくとも 6 ヶ月前に APA の申請に関する事前ミーティングを希望する旨を記載した書類を提出することが規定されています。APA の申請書は APA の対象となる最初の会計年度内に提出される必要があります。

APA の申請書の提出の前に、歳入局の担当官が APA 申請の目的や契約内容を把握するための事前ミーティングを数回行うことが求められます。APA の対象となる取引や会社が有する機能に関連する文書は遅くとも初回の事前ミーティングの 15 営業日前までに提出される必要があります。事前ミーティングが無事に終了し、歳入局の担当官が APA の申請書が提出されることに同意した後に、申請者は APA 申請書を提出することができます。

## 移転価格の細則案

2020 年 7 月 1 日現在、移転価格に関する 2 つの細則が公布されています。移転価格開示フォームに記載すべき事項の形式、並びに移転価

格開示フォームをオンラインプラットフォームを経由し提出するプロセスです。

更なる追加の細則では、以下の項目に関する明確化と詳細な実務ガイドが提供されることが見込まれます。

- 関連者の定義、支配関係にある取引と支配関係がない取引、取引条件、APAについて
- 独立企業間原則の考え方、容認される移転価格算定方法、独立企業間価格レンジ、独立企業間価格レンジ内にするための移転価格調整方法、知的財産取引および APA の手順
- 移転価格開示フォームの記載事項
- 移転価格文書の記載事項および関連するサポート資料
- 売上高に応じて科される罰金

## 申告・納税

申告納税制度が採用されています。会社は、期日までに申告書を提出し、それと一緒に納税します。

会社の課税年度は、会計期間と同じで、12ヶ月間でなければなりません。ただし、設立後最初の会計期間、清算事業年度、あるいは歳入局および商務省事業開発局から会計期間の変更について承認を受けた場合は、12ヶ月未満とすることも認められています。

法人税は、年2回納付します。年間予想利益の2分の1に基づいて中間納税額を計算し、上半期末から2ヶ月以内に法人税の中間申告書を提出しなければなりません。ただし、上場会社、銀行、その他特定の金融機関および会社は上半期の実際利益に基づいて中間納税額を算定します。確定申告書は、会計期間の末日後150日以内に提出しなければなりません。その際、中間納税額は、確定納税額から控除されます。

## 加算税、延滞税および不服申立の手続

法人税の申告・納税を怠った納税者は、前述の個人所得税の章で記

載されているものと同様の加算税および延滞税が課せられます。不服申立の手続も同様となります。



# 付加価値税 (VAT)

# 付加価値税(VAT)

## 税制の概要

付加価値税(Value Added Tax、以下“VAT”)は、VAT 登録事業者がタイ国において、物品を供給したり、サービスを提供する際に課す非累積的で広範な消費税です。VAT は、販売した物品および提供したサービスの合計価額を基準に計算されます。サービスがどこで消費されようと、それがタイ国内で提供された場合、および海外で提供されたサービスがタイ国内で消費された場合も、税法上、タイ国でサービスが発生したとみなされます。原則として、登録事業者は、事業に関する物品やサービスの購入で生じたインプット VAT をアウトプット VAT から控除できます。

## 納税義務者

一般的に、特に免除されていない限り、タイ国で事業を行う全ての者は、自然人、団体、パートナーシップ、会社、その他の法人等、事業がいかなる形態で行われているかにかかわらず、VAT を支払う義務があります。具体的な VAT の納税義務者は以下の通りとなります。

- 事業活動あるいは職業的な活動として物品を販売する製造業者、輸入業者、卸売業者、小売業者およびその他の業者
- サービスを提供する者
- タイ国内において物品の販売やサービスの提供を通常の業態とするタイ国非居住者のタイ国における代理人

## 登録

年間売上高が 1,800,000 バーツを超える場合、VAT 登録事業者として税務当局に登録しなければなりません。VAT 登録事業者のみ、アウトプット VAT からインプット VAT を控除することができ、またインプット VAT の還付を請求できます。

## 非課税項目

- 以下の者および事業活動は、VAT が非課税となります。
  - 年間売上が 1,800,000 バーツ以下の納稅義務者
  - 未加工の農産物の販売
  - 農業に関する物品または製品の販売(肥料、動物用飼料、農薬等)
  - 新聞、雑誌および教科書の販売
  - 動物の販売(生死を問わない) (注 1)
- 公立および私立の学校を含む教育サービス
- 芸術的および文化的サービス
- 医療、監査および法廷弁護サービス
- 公立および私立の病院や診療所における治療サービス
- 調査および学術サービス
- 図書館、博物館、動物園およびアマチュア・スポーツ
- 芸能人のサービス提供(興行物)
- 国内輸送サービス (注 2)
- 國際陸送サービス
- 不動産の賃貸
- 収入総額から経費を控除することなく政府へ送られる政府機関および地方公共団体のサービス
- 宗教活動および慈善活動
- 関税法により輸入関税が免除される関税フリーゾーン (DFZ) へ持ち込まれる輸入品
- 関税法第 4 章により輸入関税が免除されている物品
- 税關で差し押さえられ、国外へ返送された輸入品

#### 注記:

(注 1) 該当する事業は VAT 登録をすることができます。

(注 2) タイ国内での航空機や船舶による国内輸送事業または燃料油のパイプ輸送事業は VAT 登録をすることができます。船舶による国内輸送事業には、タイ国内における海と河川間の輸送を含みます。

## 税 率

- VAT の標準税率は 10%ですが、政府は減税する権限を有しています

す。ここ数年の税率は 7%に引き下げられており、現在、2020 年 9 月 30 日までは有効です。なお、法律として制定はされていないものの、2021 年 9 月 30 日までの延長が内閣で決定されています。

- 以下の特定の項目には、0%の税率が適用されます。

- 輸出品
- タイ国内で提供されたが、その全部または一部が国外で使用されるサービス
- 航空機または船舶による国際輸送
- 外国援助プログラムにより、政府機関および国営企業へ販売/提供される物品/サービス
- 国際連合、国連専門機関および大使館や領事館へ販売/提供される物品/サービス
- 保税倉庫間、関税フリーゾーン内に立地している企業間、および両者間で販売/提供される物品/サービス

## 税額計算

VAT 登録事業者は、物品の販売あるいはサービスの提供に際し、VAT を課さなければなりません。これをアウトプット VAT と呼んでいます。一方、物品やサービスを購入した際に VAT 登録事業者によって支払われた VAT は、インプット VAT と呼ばれています。納税額の計算に際して、インプット VAT はアウトプット VAT より控除できます。

$$\text{VAT 納税額} = \text{アウトプット VAT} - \text{インプット VAT}$$

アウトプット VAT がインプット VAT を超える場合、その差額を歳入局へ納付しなければなりません。逆に、インプット VAT がアウトプット VAT を超える場合、還付を選択するかあるいは翌月以降のアウトプット VAT からの控除を選択することができます。

## VAT のリバースチャージ

非居住者がタイ国内で商品やサービスを一時的に提供する場合やタイ国内で消費されるサービスを国外で提供する場合、タイ国内の支払者が

支払いを行った月の最終日から 7 日までに VAT を納税する義務があります。納税した VAT はインプット VAT として取り扱われます。

## タックス・インボイス

VAT 登録事業者は、物品またはサービスの売上金額と VAT の金額を記載したタックス・インボイスを発行することが要求されています。タックス・インボイスは、法律に従い、全ての必要項目が記載されなければなりません。記載内容が不十分であったり、不正確であったりした場合、支払ったインプット VAT を控除または還付できない場合があります。

## 申告・納税

### 申告書

VAT 登録事業者は、毎月、税金の発生した月の翌月 15 日までに VAT を申告・納税することが義務付けられています。

### 文書および記録

受取ったタックス・インボイスと発行したタックス・インボイスの控えは、関係書類や記録とともに保管しておく必要があります。例えば、会計帳簿と製品と原材料の管理簿は、VAT 登録事業者の事務所内に常時保管されていなければなりません。

## 加算税および延滞税

- VAT 登録を怠った場合、または、VAT 登録を抹消後事業を継続していた場合、本来納付すべき VAT の 200%が加算税(最低 1,000 パーツ/月)として課されます。

- 期日までに VAT の申告を怠った場合、本来納付すべき VAT の 200%が加算税として課されます。
- VAT 申告書に税額計算の誤りがあった場合、納付不足額の 100% が加算税として課されます。
- VAT 申告書にアウトプット VAT またはインプット VAT の金額に誤りがあった場合、アウトプット VAT の不足額またはインプット VAT の過大額の 100%が加算税として課されます。
- 購入者に対するタックス・インボイスの発行を怠った場合、本来納付すべき VAT の 200%が加算税として課されます。
- 必要な報告書の作成を怠った場合、本来納付すべき VAT の 200% が加算税として課されます。
- 上記加算税に加え、納付不足額に対し、一ヶ月につき 1.5 % の延滞税が課されます。ただし、延滞税は、未払税額が上限とされます。



# 特定事業税

# 特定事業税

金融業を中心とした特定の事業については、付加価値の算定が困難なため、VATと並行して代替税が課されます。特定事業税(Specific Business Tax、以下“SBT”)は、総収入に固定税率を乗じて算定されます。

## 納税義務者

課税対象事業を行う以下の者は、特定事業税納税者として登録する必要があります。

- 自然人(法人格のない団体を含む)
- 法人
- 政府機関や組合

## 課税対象事業と税率

• 商業銀行業務、ファイナンス、クレジットフォンシエ業務	3.0%※1
• 生命保険	2.5%
• 賃業	2.5%
• 不動産販売	3.0%
• タイ国証券取引所における証券の販売	0.1%※2
• 商業銀行に類似する業務	3.0%

※1 特定の銀行業務収入については 3%から 0.01%へ減税されます。

※2 現在は、免税となっています。

特定事業税の税率に地方税として 10%が上乗せされ、課税されます。

タイ国農産物先物取引所(AFET)において関連法に基づき行われる農産物の先物取引、およびタイ国先物取引所(TFEX)において関連法に基づき行われるデリバティブ取引については、特定事業税が免除されます。

## 申告・納税

特定事業税の課税対象事業者は、毎月、税金の発生した月の翌月 15 日までに SBT を申告・納税することが義務付けられています。

## 加算税および延滞税

- 納税者登録を怠った場合、納税額の 200%が加算税として課されます。
- 毎月の申告を怠った場合、その月の納税額の 200%が加算税として課されます。
- 每月の申告において誤謬や納税不足があった場合、その月の納税不足額の 100%が加算税として課されます。
- 納付不足額に対し、一ヶ月につき 1.5 % の延滞税が課されます。ただし、延滞税は、未払税額の額が上限とされます。



# 印紙稅

# 印紙税

## 税制の概要

歳入法典に規定されている 28 項目の文書や証書の作成に際しては、印紙税が課せられます。

## 税率

税率は、文書や証書の種類によって異なります。税率はリースや請負契約書では 1,000 パーツの価値につき 1 パーツ、商業関係の書類や他の書類の場合は、一定額が課されます。印紙税は、税率表に基づいて適切に貼付されなければなりません。

## 課税対象となる文書と証書

- 契約書/同意書
  - 土地または建物の賃貸
  - 割賦購入
  - 請負
  - 金銭消費貸借、当座借越
  - パートナーシップ
- 金融/商業関係書類
  - 株式/社債の譲渡
  - 為替手形
  - 約束手形
  - 船荷証券
  - 株券/社債券
  - 小切手/トラベラーズチェック
  - 信用状
  - 銀行預金利息の領収書
  - 運送物品受領書
  - 保証契約書
  - 質権設定
  - 倉荷証券

- 引渡指図書
- 代理/委任状
- 原本の副本
- 株式会社の基本定款/付属定款
- 議決権行使に係る委任状
- 保険証書
- 登記を要する不動産の譲渡、権利設定に関する領収書
- 車両の販売や分割購入に関する領収書

## 納付および加算税

ほとんどの場合、証書に記載された対価の受領人が印紙税を納税する義務を負います。印紙税は書類に貼付し、消印をすることで納税されます。しかし、特定の文書については、歳入局へ直接現金で納税することが必要です。特定の文書には例えば以下が含まれます。

- 契約金額が 100 万バーツ以上の土地、建物、その他の建築物、浮遊ラフトの賃貸契約
- 報酬額が 100 万バーツ以上の請負契約

印紙税は、タイで契約が締結されてから 15 日以内に歳入局に納税しなければなりません。ただし、金融機関や保険会社等、特定の納税者については、月 2 回の納税が求められます。すなわち、毎月 1 日から 15 日までに作成された文書分についてを 22 日に、16 日から月末までに作成された文書分について翌 7 日までに納税する必要があります。

なお、請負契約書、金銭消費貸借契約書または銀行の当座貸越に関する契約書、委任状、議決権行使にかかる委任状、保証書の性質を有する電子文書にかかる印紙税はインターネットを介し現金で納税することが規定されました。この場合、インターネットによる印紙税申告および納税は、課税文書が締結されてから 15 日以内に行う事ができます。

2019 年 7 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の間に締結されたこれらの電子課税文書については、納税の代替え方法が認められ、印紙税申告書「Or Sor 4」を用いて、地方歳入局事務所にて、現金で納税を行うことができます。

納付、貼付漏れには 200% から 600% の加算税が課されます。また、

印紙が適切に貼付されていない文書や証書は、民事訴訟の際に証拠として認められません。



# 關 稅

# 關 稅

## 税制の概要

関税は、関税法と関税率布告により、輸入と特定の輸出に課せられます。輸入品の区分は、「商品の名称および分類についての統一システム（いわゆる Harmonized System）」に準拠します。タイ国は、2017年1月1日より、2017年版HSコードに基づく ASEAN 統一コード(AHTN)を採用しています。

課税方法は、従量と従価のうち、いずれか高い方に基づき、0%から80%の税率で課せられます。関税率布告で例外的に規定された特定品目については、輸入関税の免除が認められています。関税の優遇措置は、タイ国と自由貿易協定(FTA)を締結している国から輸入される物品に適用されます。

現在、タイ国と自由貿易協定を締結している国は下記のとおりです。

- 日本
- ASEAN 諸国(シンガポール、ベトナム、マレーシア、インドネシア、フィリピン、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ブルネイ)
- インド
- オーストラリア
- チリ
- ニュージーランド
- ペルー

また、ASEAN 加盟国として、下記の国とも特恵貿易協定を締結しています。

- 日本
- インド
- オーストラリアおよびニュージーランド
- 韓国
- 中国
- 香港

一般的に輸入品の価格は CIF 価格(運賃・保険料込み価格)、輸出品

の価格は FOB 価格(本船渡し価格)に基づき決定されます。

タイ国は、世界貿易機関(WTO)の関税評価協定を実行しており、原則的に、関税評価は「取引価格」、すなわち、物品が輸出版売された際に実際に支払われたまたは支払われるべき価格に基づきます。このため、関税評価上、輸入物品の価値を構成するにも係わらず取引価格に含まれていない要素や取引価格から控除すべき要素(例えば、輸入後の国内運送費用、輸入に関連する税金および関税等)の調整を必要とします。

ここで調整すべき要素には、輸入品の購入条件として買手が支払う輸入貨物に関連するロイヤルティ・ライセンス料、輸入貨物の再販売により得られる収益で売手に帰属すべきもの、買手によって提供された物品またはサービスの価格(輸入品に係るデザイン・開発費等)等が含まれます。申告価格が明らかに低すぎる場合、あるいは、虚偽申告であると判断された場合、関税局は、それらの物品の価格に異議を唱える権限を有します。

## 税関の手続き

タイ国に到着した貨物は、その輸送方法に係わらず、他国における場合と同様の税関手続きをとります。輸入者は、「e-Customs システム」を通じて、輸入申告書に加え、船荷証券、インボイス、パッキング・リストを提出しなければなりません。

輸入貨物に対しては船舶の入港時点で関税が発生します。輸入貨物は、輸入申告書が提出されない場合は 45 日まで、輸入申告書が提出される場合は 60 日まで保税蔵置場で保管されます。陸揚げ作業料や保管料は、物品の引渡前に支払わなければなりません。

## 関税の優遇制度

タイには下記のような関税の優遇制度があり、それぞれ条件や恩典が

定められています。

- 関税および税金の補償(タックスクーポン)
- 輸出製品に使用される輸入原材料に対する関税の払い戻し
- 再輸出品に対する関税の払い戻し
- フリーゾーン(関税法またはタイ国工業団地公社法に基づく区域)
- 製造用保税倉庫

# 物品税

- 一般保税倉庫
- BOIによる優遇措置
- 自由貿易協定(FTA)に基づく特恵関税

## 違反と罰則

法律上、関税法の違反は刑事罰の対象となります。実務上は、未納付額および罰金の支払いに限定される場合がほとんどです。違反には税関手続きの不遵守や誤申告等が含まれますが、密輸や脱税は重大な違反とみなされます。罰則は、関税法の関連規定の中で定められています。関税局と違反者の合意により解決する場合(すなわち、起訴の免除)、関税局長官の定める裁定基準に基づき罰金額が決定されます。現在、一般的な罰金額は未納付額の 50%から 200%で、VAT 加算税も関税罰金額に応じて計算されます。また、関税と VAT の延滞税(未納付額を上限とする)も同様に課せられます。

輸入ライセンスの不備に対する罰則は、輸入品の没収または輸入品の価額に関税およびその他税金を加算した金額と同額の罰金です。密輸行為に対しては、物品の価額に基づき罰金が科されます。

# 物品税

## 税制の概要

物品税は、消費税の一種で、嗜好品と考えられる特定のサービスや物品(国産品か輸入品かは問わない)の販売に対して課されます。国産品の場合は出荷時に、輸入品の場合は輸入時に納税義務が生じます。

物品税は、従価税(希望小売価格ベース)または従量税(数量・重量ベース)もしくはその両方で設定されます。以下のとおり、物品税の計算式は、課税対象品目によって異なります。

- 自動車、二輪車、化粧品:(希望小売価格×従価税率)
- 石油製品:(従量税率×重量)
- ノンアルコール飲料、タバコ製品:(希望小売価格×従価税率)+(従量税率×数量)
- アルコール飲料:(希望小売価格×従価税率)+(従量税率×重量×純アルコール度)

## 課税対象の物品およびサービス

対象物品・サービス	従価税率(%)	従量税率(%)
石油および石油製品	0	リットルまたは キログラムあたり 0-6.5 パーツ
一部のノンアルコール飲料	0-14	リットルあたり 0-44 パーツ
一部の電化製品	0	-
バッテリー	0-8	-
クリスタルガラス製品	0	-
自動車	0-40	-
二輪車	0-17	-
ボート	0	-
香水および化粧品	0-8	-
毛織の絨毯	0	-
大理石・花崗岩	0	-

オゾン層破壊物質(CFC)	0-30	-
アルコール飲料	0-22	リットルあたりの純アルコール度数により 0-1,500 パーツ
タバコ製品	0-40	1 本またはグラムあたり 0.005-1.2 パーツ
トランプ	0	100 枚あたり 2-30 パーツ
娯楽サービス	0-10	
競馬場、レース場、宝くじ	0-20	-
ゴルフ場	0-10	-
通信サービス	0	-

物品税に加えて、物品税の 10% の内国税が課せられます。タバコやアルコール飲料等の一部の物品に対しては健康税や公共放送サービス税(TPBS Tax、TV Tax)が課される場合があります。

対象品目の生産者は、工場や保税倉庫からの出荷に先立ち申告書を提出し、物品税を納税しなければなりません。ただし、出荷前に VAT の納税義務が生じる場合は、当該月の翌月 15 日までの申告納付が要求されます。



# 石油税

# 石油税

## 税制の概要

国外の石油会社はコンセッション制、サービス契約、生産分与契約に基づきタイで探鉱や開発を行うことが許可されています。

石油所得税法(PITA)に基づき、石油事業から得た所得に対しては、認可石油会社と生産分与契約者に石油税が課されます。サービス契約を結んでいる石油会社は、PITAではなく、歳入法典の下で課税されます。

PITAに基づき課税される企業は、歳入法典等その他の法律による税金や関税が免除されますが、PITAに基づき課税対象となる所得にかかる税金や関税、又は石油所得を原資とする配当金にかかる税金を納付していることが条件となります。

## 課税所得

割当を付与された石油会社は、石油事業による年間純利益(鉱業権の譲渡や石油事業に付随する活動から生じた利益を含む)に対して 50% の石油税を課されます。「通常必要な」事業経費に加え、資本的支出に対する減価償却費、ロイヤルティ等も税額計算上、控除できます。支払利息を含む特定の支出については、控除が認められません。

生産分与を行う者は、石油事業から生じた年間純利益(使用料、アニュイティ、その他経常利益の利権の譲渡利益を含む)に対して、20%の石油税が課税されます。

2019年4月16日より、PITAの対象となる石油会社(生産物分与契約(PSC)を締結した企業を含む)は、会計帳簿と会計記録を、歳入局長官の承認の下、外貨建機能通貨並びに外国語で記録することができます。機能通貨として外貨を用いる場合、PITAの課税対象となる収益は当該機能通貨によって計算する必要があります。

## 申告・納税

納税義務者は、決算日から 5 ヶ月以内に所轄税務署に確定申告書を提出しなければなりません。

## 加算税および延滞税

申告が不正確だった場合、また、期日までに申告を行わなかった場合、加算税および延滞税が課せられます。

ただし、脱税の意図がないと当局が判断した場合、加算税および延滞税が減免されることがあります。

会計帳簿と会計記録が、外貨建機能通貨によって作成される場合、歳入局はその機能通貨によって、税金、加算税、延滞金を算出します。



# 地方税

# 地方税

## 税制の概要

タイ国は、77 の県で構成され、それぞれの地方自治体によって管轄されています。パタヤやバンコク等の行政区では、土地家屋税、地方開発税の 2 つの主要な地方税を課しています。

## 土地建物税

土地建物税の対象となる者は以下の通りです。

- 土地もしくは建物を所有している個人または法人
- 国の土地もしくは建物を所有または使用している個人または法人
- 納税者に代わって建物税を支払う義務がある者(例:執行者、相続人、法定代理人、管理人、法定後見人、法人の代表者、清算人、または課税対象となる財産の共同所有者)

国籍に関係なく 1 月 1 日時点において、土地もしくは建物を所有する個人または法人は、その年における土地建物税を支払う義務があります。

土地と建物が別々の者によって所有されている場合、所有者それぞれが所有する財産に対して課される土地建物税を支払う義務があります。

土地建物税の対象となる物件は以下の通りです。

- 土地
- 人が居住もしくは使用することができる建物、商品の保管のために使用することができる建物、または、産業活動および商業活動のため  
に使用することができる建物
- コンドミニアム(コンドミニアムに関する法律に基づき権利証書が発行されているコンドミニアム)
- いかだ(人が居住または利益を生むために使用することができるもの)

土地建物税が免除される物件は以下の通りです

- ・国もしくは政府機関が自ら使用する目的または公共目的で所有している物件で、利益獲得目的で使用されていないもの
- ・大使館、領事館、国連、国連専門機関またはその他の国際機関が所在している物件
- ・タイ赤十字社の物件
- ・宗教的な目的のために使用される物件で、利益獲得目的では使用されていないもの
- ・公共火葬場で利益獲得目的では使用されないもの
- ・財務大臣が定めるところにより、財団または慈善団体に属する物件で、利益獲得目的で使用されていないもの
- ・財務省によって規定された基準に従い、公的目的のために政府によって使用されることが許可されている私有財産
- ・コンドミニアムの所有者が有している共同使用のための財産
- ・土地配分法に基づく、公益事業のための土地
- ・工業団地管理法に基づく、公益事業のための土地
- ・省令で規定されているその他の財産

## 課税標準および税率

課税標準は、土地、建物またはコンドミニアムユニットの評価額（土地法の下、税徵収に用いられる評価額）となります。実際の納税額は、土地建物の評価額から土地建物税が免除される部分（下記参照）を控除した金額に税率を乗じた額になります。

法定最高税率は、使用目的に応じて 0.15%から 3%の範囲となります。実際に適用される税率は、勅令により公表されます。さらに、地方自治体当局は、区域内にある土地建物について、法定最高税率を超えない範囲において、勅令で交付された税率よりも高い税率を規定する権限が与えられます。

以下に述べる土地および建物は、50%または 90%の減税が適用されます。

### 50%の引き下げ

- ・個人（自然人）または家屋登記簿に名前が記載されている居住者によ

って、居住用で使用されている建物またはコンドミニアムが建設されている土地

- ・発電所および発電所が立地する土地(発電所に接している土地その他  
の建物を含む)
- ・発電用ダムおよび当該ダムに接する土地

90%の引き下げ

- ・勅令により定められた機関(例えば、金融機関や資産運用会社)が有  
する所有期間が 5 年未満の差し押さえ不動産
- ・土地配分の認可を受けた日から起算し 3 年以内である開発中の住宅  
事業または工業事業
- ・建築の認可を受けた日から起算し 3 年以内のコンドミニアム開発の一  
部である土地または建築物
- ・設立の認可を受けた日から 3 年以内の開発中の工業団地。
- ・2019 年 3 月 13 日以降 2 年間売れ残っている、土地開発法、コンドミ  
ニアム法またはタイ工業団地公社の承認を得た開発用の土地および建物
- ・高等教育機関のための土地または建物
- ・私立学校(例えば、法律に基づく正式な学校、宗教学校およびモスクを  
拠点とするイスラム教育センター)
- のための土地または建物
- ・スポーツ競技場、動物園、テーマパーク、大量高速輸送公社の駐車施  
設、公共バスの駐車場などの一般公益のために使用される土地または  
建物
- ・空港の滑走路、誘導路および旅客乗降用エプロン

土地や建物が様々な目的で使用される場合、地方自治体当局は、財  
務省および内務省によって設定された基準と方法に従って、使用目的の  
割合に基づいて土地建物税を徴収します。

地方自治体は、省令に定められた基準と方法に従って、毎年 2 月 1 日  
までに、土地と建物の評価額、適用税率および税金の徴収に必要なそ  
の他の詳細を、公表する必要があります。

## 免税

農業活動のために地方自治体地域の土地または建物を所有する個人  
については、その価値が 5,000 万バーツ以下の場合、土地建物税が免

除されます。

個人が 5,000 万バーツ以下の価値の居住用の土地および建物を所有し、かつ、その年の 1 月 1 日において、その名前が住宅登記簿に記載されている場合にはその土地および建物に対する土地建物税が免除されます。ただし、個人が居住用の建物のみを所有している場合であっても、その価値が 1,000 万バーツ以下で、かつ、その年の 1 月 1 日においてその名前が住宅登録簿に記載されている場合には、その建物に対する土地建物税が免除されます。

## 賦課決定と納稅

土地建物税は、暦歴により課され、地方自治体が毎年 2 月末までに納稅者に賦課決定通知書を送付するいわゆる賦課課税方式の税金に分類されます。納稅者は通知書に基づき、毎年 4 月末までに納稅しなければなりません。

2020 年、内務省は本法律の施行期間を延長しました。賦課決定通知書は 2020 年 6 月末までに発送され、納稅者は 2020 年 8 月末までに納稅しなければなりません。

## 最初の 3 年間の減税

土地建物税法に基づく最初の 3 年間について、以下の減税が認められています。

- 農業活動に使用される土地または建物の個人所有者は、土地建物税の課税対象から除外されます。
- 土地建物税の賦課決定額が、最初の土地建物税が徴収される年の前年(以下、「前年」という)における従前の法律に基づいて賦課決定額よりも高い金額である場合には、納稅者は、以下の方法により土地建物税を納稅することができます。

前年の賦課決定金額に、土地建物税の賦課決定金額と前年の賦課決定金額の差額の 25%相当額(2 年目は 50%、3 年目は 75%)を加算した金額。

## 看板税

看板税は、広告あるいは商品や事業についての情報提供を目的として、その名称、商標、製品を掲示した看板や広告板に課せられます。

看板税は、看板の所有者に対して課され、税率は看板の大きさと記載されている言語によって異なります。現在は軽減税率が適用されており、タイ語のみが記載されている場合は  $500\text{cm}^2$ につき 3 パーツ、タイ語と外国語が併記されている場合は  $500\text{cm}^2$ につき 20 パーツ、外国語のみ、又は外国語の下にタイ語の記載がある場合は  $500\text{cm}^2$ につき 40 パーツが課せられます。

以下の看板については、看板税は免除されます。

- 公有地または公的組織の敷地内にあるもの
- 私立学校の敷地内にあるもの
- 宗教団体、慈善組織に係わるもの
- 一時的な博覧会でその敷地内に建てられたもの
- 上映の宣伝を目的として劇場や映画館に掲示されたもの
- 製品または容器に記載されたもの
- 事務所内部のもの
- 農産物の広告
- 自動車、人、動物に掲示されたもの

看板の所有者は毎年 3 月に申告書を提出し、査定通知の日から 15 日以内に納税しなければなりません。

申告書の提出を怠った場合、納税額の 10%が加算税として課されます。

納税を怠った場合、納付不足額に対し、1 ヶ月につき 2%の延滞税が課されます。なお、未納税額を徴収するため、管轄当局が資産を押収し、売却する場合があります。



# 相続税

## 相続税

国籍を問わず、財産を相続した個人および法人は、歳入法典に基づき個人所得税が免除されますが、相続税が課せられます。相続税は、一回または複数回において各被相続人から受け取った相続財産の合計のうち 1 億バーツを超える部分に対して課せられます。

相続税率は、相続人が被相続人の直系尊属または直系卑属である場合は 5%、それ以外の場合は 10%です。配偶者が受取る相続財産は非課税です。

相続税の対象となる財産は、不動産、証券取引法に定める有価証券、銀行預金、その他被相続人が金融機関または所有者に請求できる金銭、登録済みの車両、勅令に定める金融資産です。



# 優遇稅制

# 優遇税制

## 投資委員会(Board Of Investment)

1977 年の投資奨励法、2017 年の改正投資奨励法 No.4 および特定産業競争力強化法 2017 年の下、投資委員会（以下“BOI”）は、条件を満たした投資事業に対し、優遇措置や恩典を与える権利を有しています。BOI の投資奨励法の投資奨励を受けることができるるのは、タイ国の法律に基づき設立された株式会社、財団および協会に限定されます。特定産業競争力強化法上の投資奨励を受けるができるのは、株式会社に限定されます。

2015 年 1 月 1 日に現行の投資奨励基準が発効しましたが、以前の基準で承認された付与済みの恩典は継続されます。

外国人の株式所有にかかる規制を緩和するとともに、投資家の投資意欲を促進するため、BOI は次のような判断基準を設けています。

- (1) 外人事業法(1999 年)のカテゴリー1に分類される農業、畜産、漁業、鉱物探査、鉱業およびサービス事業については登録資本金の少なくとも 51%以上がタイ国籍者に保持されていることが条件となります。
- (2) 製造業を行う事業に関しては、外国人投資家がその奨励事業の過半数または全ての株式を所有することができます。
- (3) BOI が妥当と判断した場合には、奨励事業に関する外国人投資家の株式所有について所有割合を定めることができます。

2017 年 1 月 25 日に発効した改正投資奨励法 No.4 では、最大 13 年の法人税免除期間が付与されます。また、2017 年 2 月 14 日に発効した特定産業競争力強化法では、最大 15 年まで法人税免除期間が付与されます。さらに、先進技術やイノベーションの促進、研究開発といった高付加価値産業への投資の誘致を目的とした、100 億バーツの基金が設立されます。

しかし、投資奨励法と特定産業競争力強化法の両方に申請を出すことは認められていないため、どちらかを選択することになります。

BOI は、二つの法律の下、税制上の恩典および非税制上の恩典とともに

に、事業の性質、重要性、所在地、およびその他の基準に応じて、さまざまな保証や保護を与えています。

以下は、投資者に対して与えられる税制上の恩典です。

- 輸入機械に対する輸入関税の減免
- タイ国内販売を目的とする製品の製造に使用する輸入原材料または素材に対する輸入関税の軽減（最高 90%まで）
- 奨励プロジェクトの内容、所在地、および適用する法律に基づき、最高 15 年まで法人税の免除（土地代および運転資金を除く投資額を上限とする。但し、特定の条件を満たす場合は上限なし）
- 法人税の免税期間中、および免税期間終了後 6 ヶ月後までの期間において、その免税事業の所得から支払われた配当金に対する免税（源泉所得税を含む）
- 輸出を目的とする製品の製造に使用する輸入原材料または素材に対する輸入関税の免除
- 研究開発に使用する原材料に対する輸入関税の免除
- 法人税の免除恩典が得られない場合、奨励プロジェクトからの収入が発生した最初の日より最大 10 年間の法人税 50% 減免
- 通常の減価償却に加えて、10 年間、投資額の最大 70% を純利益から控除

投資促進法のもと、タイ国全体、あるいは産業にとって有益と考えられる投資を促進するため、事業の価値に基づく追加恩典（メリット恩典）が下記の通り与えられます。

### 地方分散化についてのメリット恩典

産業の地方分散を促進するため 20 県の一人当たり所得が相対的に低い県に立地する法人には追加で以下の恩典が付与されます。

- 3 年間の法人税免除期間の追加。但し、免除期間は 13 年間を上限とし、既に 8 年間の免除期間が付与されている場合は、免除期間終了後、5 年間の法人税 50% 減免。法人税の免除が付与されていない一部のプロジェクトについては、最初に所得を得た日から 3 年間の法人税免除。
- 奨励プロジェクトからの収入が発生した最初の日より 10 年間、課税所得から輸送費、電気料金、水道料金の二重控除。

- 通常の減価償却に加えて、インフラの設置または建設費の 25%を純利益から追加控除(奨励プロジェクトからの収入が発生した最初の日より 10 年以内であれば、複数年度にわたって控除可能)

## 研究開発についてのメリット恩典

BOI は研究開発や従業員への高度トレーニング、タイ国内サプライヤーの開発等として認められた費用について、300%を上限に法人税免除額を追加するとともに、最大 3 年の追加免税期間を認めています。(但し合計免税期間は 13 年を上限とする)

## 産業地区開発についてのメリット恩典

BOI は工業団地および奨励産業ゾーンに立地し、既に税制上の恩典を受けて活動を行う事業に対し、追加で 1 年の法人税免除を認めています。ただし、コアテクノロジーとその実用化事業における活動を除き、合計免税期間は 8 年を上限とします。

投資奨励法の下、以下の 22 業種については、特に重要かつ国益をもたらす業種として優先的に奨励され、免除額の上限なしで法人税が最大 11 年間免除されます。

- 商用材木の植林(ユーカリを除く)
- 創造的製品デザインサービスと開発センター
- ハイリスクまたはハイテク医療機器、官民セクターの共同開発や公的機関の研究から商品化された医療機器の製造
- システム統合および制御システムの自動化を含むエンジニアリング設計を伴う自動化機械および自動化装置の製造
- エンジニアリング設計を伴う電車、電車車両の製造
- 航空機の機体、航空機部品、その他の基幹部品(エンジン、プロペラ、電子部品等)の製造
- 宇宙関連機器(ロケットや宇宙船、推進機構や補助装置等)の製造
- 宇宙関連オペレーションシステム(探査システム、測定システム、ナビゲーションシステム、ガイダンスシステム、宇宙航海用機器等)の製造
- 国防用無人システム(Unmanned System) の製造または修理、および修理に用いられる部品の製造
- 国防兵器、訓練機器の製造および修理、また修理のための部品、

- 例えば戦用乗物の仮想現実訓練システム、兵器の仮想現実訓練システムのようなシミュレーションおよび仮想訓練システム
- 電子設計(マイクロエレクトロニクスの設計、組込みシステム設計)
  - 組込みソフトウェアおよび高付加価値ソフトウェアの開発
  - 廃棄物固体燃料による電力製造
  - エネルギーサービス事業(ESCO)
  - 工業地区、食品開発、科学技術工業団地、ソフトウェア工業団地およびデータ開発センター、新規事業開発センター
  - クラウドサービス
  - 研究開発
  - バイオテクノロジー
  - エンジニアリングデザインサービス
  - 科学研究所
  - 較正サービス
  - BOI認可の研修センター

### **対象となるコアテクノロジーと実用化事業**

またBOIは以下の10業種をコアテクノロジーとその実用化事業として奨励しており、免除額の上限なしで法人税が最大13年間免除されます。

#### **コアテクノロジー事業**

- バイオテクノロジー
- ナノテクノロジー
- 高度材料テクノロジー
- デジタルテクノロジー

#### **コアテクノロジーをサポートする実用化事業**

- エレクトロニクスデザイン
- 研究開発
- エンジニアリングデザイン
- 科学試験サービス
- 較正サービス
- 職業訓練施設

### **その他優遇、保証、保護措置**

奨励企業には、税制上の優遇措置以外に、さまざまな許可が与えられ

ます。これには、事前調査に従事する外国人や奨励プロジェクトに従事する外国人技術者・専門家への労働許可、奨励事業を行うための土地の所有、外貨送金等が含まれます。

BOI は、奨励事業を国営化しないこと、奨励事業と競合する新規の国営事業を行わないこと、奨励事業が生産する製品と同種の製品を国家専売しないこと、価格統制をしないこと、政府機関や国営事業が奨励事業と同種の製品を免税輸入しないことを保証しています。

保護措置として、競合製品に対する輸入課徴金の導入や輸入禁止等の他、BOI 長官には、関係官庁に対する奨励事業への援助や課税是正等を命令する権限が付与されています。

## **特別経済開発区 (Special Economic Development Zones : SEZ)**

近隣諸国との経済連携のため、工業団地の内外を問わず、特別経済開発区(SEZ)が国境付近に設置されています。

SEZ には、トラート県、ターカー県、ムクダハーン県、ソンクラ県、サケオ県、ノーンカーアイ県、カンチャナブリ県、チェンラーイ県、ナコーンパノム県、ナラーティワート県にある特定地域(区域)が含まれます。

これらの SEZ への投資については、歳入局および BOI から税務恩典が付与されます。

## **歳入法典**

SEZ 内で事業を営む法人について、法人税率が 10 年間にわたって 10% に引き下げられました。本社の所在地は問われませんが、SEZ 内での製造活動やサービス提供から生じる所得が対象です。

法人は 2020 年 6 月 23 日から 2020 年 12 月 30 日までの間に、SEZ において本税制優遇措置を受ける事を歳入局に通知しなければなりません。

## **BOI**

BOI は SEZ に立地する「奨励対象事業」および「一般事業」に対して税務恩典を付与しています。

対象地域に所在する法人が奨励対象事業の税務恩典を享受するには、近代的な生産工程、機械の新規導入、規定の最低払込資本、適切な環境保護システム、新規事業の負債資本比率 3:1 未満、規定エリアでの事業運営等といった要件を満たさなくてはなりません。

「奨励対象事業」に付与される税務恩典：

- 8 年間の法人税免税。ただし、土地と運転資本を除く投資金額を上限とする。
- 法人税免除期間終了後、5 年間の法人税率 50% 減税。
- 奨励プロジェクトからの収入が発生した最初の日より 10 年間、課税所得から輸送費、電気料金、水道料金の二重控除。
- 通常の減価償却に加えて、設備の設置・建設費の 25% 控除。
- 機械の輸入関税免除。
- 輸出製品用の原材料・生産材について、5 年間の輸入関税免除。

BOI の定める要件に基づき、外国人非熟練労働者の奨励事業の雇用が認められます。

「一般事業」に付与される税務恩典：

- 法人税の免税期間を 3 年追加する。ただし、合計免税期間は 8 年を上限とする。
- 8 年の法人税免税期間が与えられる一部の事業(グループ A1、A2)については、免税期間終了後、5 年間の法人税率 50% 減税。
- 他の恩典は奨励対象事業と同様に認められる。

なお、SEZ に関する投資奨励の認可申請は 2020 年 12 月 30 日までに提出されなくてはなりません。

## タイ国工業団地公社(Industrial Estate Authority of Thailand: IEAT)のフリーゾーン

IEAT 法の下で設置されているフリーゾーンの入居資格としては、タイ

国の経済発展、国家の安全保障、公共の福利、環境管理やその他 IEAT 委員会で規定される目的に適合し、タイ国に便益をもたらす工業、商業活動、および他の関連事業でなければなりません。また、海外からフリーゾーンへ輸入される、もしくは国内から搬入される物品に係る租税（輸入関税、VAT、物品税等）は特別な恩典に基づき減免されます。

IEAT フリーゾーン内の事業者は、以下のような恩典を与えられます。

- 製品の生産や事業に不可欠な機械、設備、器具、備品（部品を含む）および IEAT フリーゾーン内の工場や建物の建設、組立、設置に使用される材料は、輸入関税、VAT および物品税が免除されます。ただし、消費財や自動車は、免税になりません。
- 製品の生産あるいは販売を目的として輸入し、IEAT フリーゾーンに搬入した原材料は、輸入関税、VAT および物品税が免除されます。製品を生産するために IEAT フリーゾーンに搬入され免税となる原材料には、他の IEAT フリーゾーン（同一フリーゾーン内および別フリーゾーン内）から搬入された物品、輸出のために BOI から奨励を受けた事業者から搬入された物品、保税倉庫から搬入された物品、銀行保証の差し入れにより輸入し、完成後再輸出される物品、および他の法律で免税とされている物品等が含まれます。
- IEAT 理事会によって定められた規則に従い、再輸出を目的とした生産、混合、組立、梱包、作業のための IEAT フリーゾーン内へ輸入された物品については、輸出入、規格や品質管理、マークやサインの貼付に関し、関税法で別途定められている場合を除き、規制を受けません。
- IEAT フリーゾーンで生産され、タイ国内で販売される物品は、輸入品とみなされ、輸入時に輸入関税と VAT が課されます。IEAT フリーゾーン内にある業者間で販売される物品においては、通常税率または 0% の VAT が課されます。
- IEAT フリーゾーンで生産され、原産地および製造に関する規則の要件を満たす場合には、タイの国内市場への移送時に特恵関税が適用されます。

## 関税フリーゾーン

関税フリーゾーン(CFZ: Customs free zone)は、タイ国の輸出を支援、奨励するために関税法に基づいて新設された地域です。工業または商業活動、あるいは、タイ国経済に有益な事業のために指定された地域で、ここに輸入された物品またはここで製造された物品は輸入関税、VAT、物品税が免除されます。

関税フリーゾーンとして認められるには、当該地域開設の申請書を提出し、関税局長官の承認を得なければなりません。関税フリーゾーンを開設あるいは域内で操業することを認められた会社は、関税当局と保証契約を締結し、全ての関税規則を厳格に遵守するとともに、法律で定められた年間手数料を支払います。関税フリーゾーンでの事業者は、以下のような権利と恩典を与えられます。

- 工業、商業活動、あるいはタイ国の経済に有益な事業に使用するために不可欠な機械、設備、器具、備品(部品を含む)の取得にかかる輸入関税、VAT、物品税が免除されます(他の関税フリーゾーンからの移送を含む)。
- 製造あるいは販売を目的として輸入し、関税フリーゾーンに搬入した原材料は、輸入関税、VAT および物品税が免除されます。製造のために関税フリーゾーンに搬入され免税となる原材料には、別の関税フリーゾーンから搬入された物品、BOI の奨励恩典を保有する企業により輸出目的で搬入された物品、保税倉庫から搬入された物品、銀行保証の差し入れにより輸入し完成後再輸出される物品、他の法律で免税とされている物品等が含まれます。
- 関税局長官によって定められた規則に従い、関税フリーゾーン内へ輸入された、再輸出を目的とした生産、混合、組立て、梱包、作業のための物品については、輸出入、規格や品質管理、マークやサインの貼付に關し規制を受けません。
- 関税フリーゾーンで製造されタイ国内に販売された物品は輸入品とみなされ、輸入時に輸入関税と VAT が課せられます。また、関税フリーゾーン内の業者間で販売される物品には通常税率または 0% の VAT が課せられます。

- 関税フリーゾーンで製造され原産地および製造に関する規則の要件を満たす物品をタイ国内に搬送する場合は、特恵関税率が適用されます。

フリーゾーン(IEAT および関税フリーゾーン)内の物品保管期間は 2 年が限度とされています。しかしながら、2 年を超過する場合、CFZ/IEAT のフリーゾーン内の会社が、IEAT もしくは関税局(フリーゾーンのタイプによる)から承認を受けることで、さらに 1 年の延長が認められます。承認は 2 年の保管期限に達するのに先立って 30 日以内に取得することが求められています。承認なく保管期限を過ぎた物品は輸入 VAT や関税が課せられます。

## 東部経済回廊(EEC: Eastern Economic Corridor)

EEC はタイ国の成長を加速させる中核プロジェクトです。ラヨーン、チョンブリ、チャチュンサオの東部 3 県にある次世代都市において、特定の産業の新技術やイノベーションを誘致することを目指しています。恩典が付与される奨励対象産業は、スマート・エレクトロニクス、自動車、オートメーション、ロボット、航空、デジタルテクノロジー等です。

EEC に奨励される企業は、EEC コミッティーの定める要件に基づいて最大で 13 年間、法人税の減免が付与されます。

投資奨励法の下で、BOI は既に EEC 内の奨励プロジェクトに対する要件と恩典を発表しています。3 ゾーンでの税務恩典は以下の通りです。

- 特別産業奨励ゾーン
  - 東部空港都市(EEC-A)
  - 東部経済回廊イノベーション(EECi)
  - タイデジタルパーク(EECd)
  - 医療拠点 タマサート大学(パタヤ)(EECmd)
- 対象産業奨励ゾーン
- EEC 内の工業団地または工業地区  
恩典は特定のゾーンでの適格事業にのみ付与され、奨励企業には、

学術機関や研究機関等と協同計画を策定することが求められます。  
2021年12月30日までに申請書を提出する必要があります。

EECにおける優遇の対象となる10事業は以下のとおりです。

- 自動車部品
- スマートエレクトロニクス
- 農業・バイオ技術
- 食品加工
- ロボット・オートメーション
- 航空機・ロジスティクス
- 化学・燃料・プラスチック・紙・ガラス
- デジタル・ソフトウェア
- 医療
- サポートサービス

BOIが提供する税務上の優遇措置は次のとおりです。

- BOIの標準恩典
- 特定事業に対する追加法人所得税免除(最長2年)
- 免税期間終了後3年間、法人所得税率50%減免

\*EEC 恩典と工業地区開発の恩典(追加の1年の法人所得税免除P.85)の両方を使用することはできません。

EEC法では、EEC内の特定のゾーンの法人で働く専門知識/能力を有する専門家に対して、個人所得税の減免を付与しています。EEC内の対象事業に従事する適格専門家とタイ人従業員の個人所得税率は一律17%に軽減されています。

## 国際ビジネスセンター

以前の地域統括事業本部(ROH)および国際地域統括本部(IHQ)に代

わるものとして IBC(国際ビジネスセンター)が立ち上がりました。ROH、IHQ および ITC において付与されていた税制優遇措置は、以下を除き終了しました。

- 最初の制度 ROH1 に付与されている借入資金の再貸付から生じる所得に対する法人税の免税適用及び軽減税率が 2020 年 1 月 1 日以後に始まる会計年度(2020 年 12 月 31 日まで)引き続き適用されます
- 第二の制度 ROH2 で付与されている外国人株主に支払う配当に対する源泉徴収税の免除は、2019 年 6 月 1 日以前に生じた所得から 2021 年 1 月 1 日以前に支払われた配當に對してのみ適用されます。

IBC の設立と運営の要件は下記のとおりです。

- マネージメント、技術、サポートサービスまたは財務管理サービスを関連会社に提供する目的で、または ITC 事業を行うために設立されたタイの会社であること。
- 各会計期間末における払込資本が 1,000 万バーツ以上であること。
- マネージメント、技術、サポートサービスまたは財務管理サービスを関連会社に提供していること。
- 知識とスキルを有する専任スタッフを最低 10 名以上(財務センター(TC)としての業務のみを行う場合は、5 名以上)雇用していること。
- 各会計年度において、IBC として支出するタイ国内経費が 6,000 万バーツ以上であること。
- 歳入局局長が定めるその他の規定、手順、条件に従うこと。

マネージメント、技術、サポートサービスには以下のサービスが含まれます。

- 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション
- 原材料、部品の調達
- 製品の研究開発
- 技術支援
- マーケティング、販売促進
- 人事管理、研修・教育
- 財務アドバイス
- 経済・投資分析研究

- 与信管理
- 歳入局局長が定めるその他サービス

財務管理サービスには以下のサービスが含まれます。

- 為替管理法に基づき認可された財務センターにおける財務管理
- 為替管理法に基づき認可された財務センターにおけるバーツ建の借入および貸付

ITC は商品を国際的に売買する事業を意味し、これには売買される商品に関してサービス提供を含む場合があります。これには以下のサービスが含まれます。

- 商品調達
- 出荷待ち商品の保管
- 包装および梱包
- 商品の輸送
- 商品の保険
- 商品にかかる研修、技術サービスやアドバイス
- 歳入局局長が定めるその他サービス

IBC における所得は以下のものを指します。

- (1) 関連企業へのマネージメント、技術、サポートサービスまたは、財務管理サービスの提供による収入
- (2) IBC または IBC より雇用された者がタイにおいて行った研究開発の結果により生じる関連企業から受け取るロイヤリティで、歳入局長により規定された規則、手順、条件に従う収入

以下の税務恩典が 15 会計期間にわたり付与されます。

- 適格所得による法人税軽減税率
  - タイ国内の受領者に対して IBC が支出する経費が、各会計期間において 6,000 万バーツ以上の場合、8%
  - タイ国内の受領者に対して IBC が支出する経費が、各会計期間において 3 億バーツ以上の場合、5%
  - タイ国内の受領者に対して IBC が支出する経費が、各会計期間において 6 億バーツ以上の場合、3%
- IBC が関連会社から受領する配当金に対する法人税は免除されます。

- IBC が減税対象となった適格所得を源泉として、非居住者に支払う配当金にかかる源泉所得税は免除されます。
- IBC が財務センター機能の一環としてグループ会社へ再貸し付けることを目的として調達した借入金利息にかかる源泉所得税は免除されます。
- IBC が財務センター機能としてが受領する所得に対する特別事業税は免除されます。
- IBC 事業に従事するフルタイムの外国人従業員の個人所得税は 15%になります。なお、会社が IBC 事業に加え、その他の事業を合わせて行っている場合には、IBC 事業から生じる収益は、会社全体の収益の 70%以上でなければなりません。

以前の ROH/IHQ 制度と比較して、IBC 制度は国内、国外の収入に異なる税率を適用しません。これにより、サービス提供先として国外関連会社の必要最低数を設定する必要がなくなりました。また、軽減税率を受けるための国内取引額の制限もなくなり、軽減税率の要件を満たすために必要な支出額が大幅に増加しました。しかし、既存の ROH/IHQ が IBC に移行する場合は、以前の最低支出要件である 1,500 万バーツを満たしていれば 8%の減税率を受けることができます。

IBC が規定の要件を満たさない場合、または IBC としての要件のいずれかを満たさない会計年度がある場合、税務恩典はその会計年度について取り消されます。会社が複数の会計年度にわたって要件を満たさない場合や、IBC としての運営実態がない場合は、税務恩典は最初の会計年度から遡って取り消されます。

IBC の課税対象となる損益は、IBC と IBC 以外の事業に分けて計算する必要があります。IBC 事業はさらに(i)本社サービスと財務管理サービス、(ii)ロイヤリティに分けて計算する必要があります。共通経費は IBC および IBC 以外の事業収益の割合に基づいて配賦します。

税務上の欠損は、以下の区分に応じ、管理される必要があります。

- 本社サービスおよび財務センター機能
- ロイヤリティ

## - IBC 以外の事業

税務申告書は、(i)本社サービスおよび財務管理サービス、(ii)ロイヤリティ、(iii)IBC 以外の事業に分けて申告されなければなりません。



# COVID-19 に関する政策

# COVID-19 に関する政策

Covid-19 の世界的な大流行とそれに伴う経済の減速が個人および法人納税者におよぼす影響を受け、タイ政府は個人および企業の負担を軽減するため、税務および法務の様々な救済措置を導入しました。

2020 年 7 月 1 日現在の政策は下記のとおりです。

## 個人所得税

個人所得税の申告期限が、紙の申告は 2020 年 3 月 31 日、オンライン申告は 2020 年 4 月 8 日から、どちらも 2020 年 8 月 31 日に延長されました。

## 法人税およびその他税務

### 申告期限の延長

2020 年 4 月から 8 月の間に期限を迎える法人税の申告納付期限が 2020 年 8 月 31 日に延長されました。

2020 年 4 月から 2020 年 9 月に期限を迎える非上場会社の法人税の中間申告納税期限が 2020 年 9 月 30 日まで延長されました。

源泉徴収税申告書(Por Ngor Dor 1、2、3、53、および 54)並びにリバースチャージ VAT 申告書(Por Por 36)のオンライン申告による申告納税期限が以下のように延長されました。

当初期限	延长期限
2020 年 7 月 15 日(2020 年 6 月の納税月)	2020 年 7 月 31 日
2020 年 8 月 15 日(2020 年 7 月の納税月)	2020 年 8 月 31 日
2020 年 9 月 15 日(2020 年 8 月の納税月)	2020 年 9 月 30 日

毎月の VAT 申告書(Por Por 30)および毎月の特定事業税申告書(Por

Thor 40)のオンラインによる申告納税期限が次のように延長されました。

当初期限	延長期限
2020 年 7 月 23 日(2020 年 6 月の納税月)	2020 年 7 月 31 日
2020 年 8 月 23 日(2020 年 7 月の納税月)	2020 年 8 月 31 日
2020 年 9 月 23 日(2020 年 8 月の納税月)	2020 年 9 月 30 日

## 源泉徴収税率の引き下げ

各種サービスの国内での支払にかかる源泉徴収税の税率が、2020 年 4 月から 2020 年 9 月までの間、3%から 1.5%に、2020 年 10 月から 2021 年 12 月までの間は 2%に引き下げられます。ただし、電子源泉徴収税システムを通じて行われる支払いには 2%が適用されます。

## 所得控除

- 中小企業に対し、ソフトローン措置に基づき、2020 年 4 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の間に発生する支払利息に対して、50%の追加費用控除が認められます。  
中小企業とは、2019 年 9 月 30 日以前に終了した会計年度における 12 カ月全体の収益が 5 億バーツ以下で、従業員数が 200 名以下の企業を指します。
- 2020 年 3 月 5 日から 2021 年 3 月 5 日までの間に、COVID-19 の拡大防止を支援する目的で、首相事務所や事務次官事務所に対して、個人および法人が電子的方法で行う寄付金「電子寄付金」について費用控除が認められます。
  - 個人による電子寄付は、現金で行われる必要があり、他のチャリティーのための寄付金および公共利益、県立病院、教育機関に対する寄付金を合算した金額は、収入(手当やその他の控除を控除後の課税所得)の 10%を超えてはなりません。

- 法人による電子寄付金は現金または資産によって行われ、当該寄付金とその他のチャリティーのための寄付金および公共利益、県立病院、教育機関に対する寄付金を合算した金額は、純利益の 2%を超えてはいけなりません。加えて、資産による電子寄付金も付加価値税(VAT)が免税となります。

## 輸入 VAT の免除

COVID-19 の治療、診断または予防のために使用され、公立病院や政府機関、慈善団体に寄付される輸入医療品等にかかる付加価値税(VAT)は、免除が認められます。これらの医療品等の輸入と寄付は 2020 年 3 月 1 日から 2021 年 2 月 28 日までに行われる必要があります。

法人に対しても、2020 年 3 月 1 日から 2021 年 2 月 28 日の間に上記寄付による資産の移転に対して、法人所得税および付加価値税(VAT)の免除が認められています。ただし、法人所得税法上、当該資産の取得原価を、損金算入の扱いとはできません。

## 債務再編

COVID-19 の世界的流行において債務者や中小企業(SME)経営者を支援するため、金融機関やその他債権者の債務整理を促進する税制措置が発効されました。債務整理は、タイ中央銀行が定める金融機関の債務再編基準に準拠するもので、2020 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までの間に行われる必要があります。

債務者、金融機関、その他の債権者に対しては、債務再編に伴う様々な税務措置認められています。

法律として制定されていませんが、以下の措置が閣議決定されています。

## 国内事業者に対する付加価値税(VAT)還付手続きの迅速化

還付は毎月の VAT 申告(P.P.30)がインターネットを通じて行われる場合

は 15 日以内に、地方歳入局へ申請を行う場合は 45 日以内に行われます。また、優良輸出業者には付加価値税(VAT)の還付手続きが迅速化されます。

## 関税および貿易

税関および貿易に関する救済措置の概要は以下のとおりです。

担当省庁	救済措置
関税局	<ul style="list-style-type: none"><li>• 一定の自由貿易協定に基づく原産地証明書の写しの使用が承認。<ul style="list-style-type: none"><li>- フォーム E、D、AK、AJ、JTEPA、AI、タイ-インド、AANZ、AHK、TC、およびタイペルー。</li><li>- 輸入者が用紙の原産地証明書の写しを使用するには、税関の事前承認が必要です。</li><li>- 原産地証明書の原本は、輸入日より 30 日から 60 日の間に提出する必要があります。</li></ul></li><li>• フリーゾーン、IEAT フリーゾーン、保税倉庫の保管期間を終了期限からさらに 1 年間延長。</li><li>• 個人使用、展示会、修理、見本および研究開発のための設備(関税率法第四部第三分類)に関連する輸入品の再輸出の期限を有効期間満了日から更に六ヶ月延長する。</li><li>• 2020 年 9 月 30 日までの間、COVID-19 の治療および予防に関連する輸入品に対する免税</li><li>• 2020 年 12 月 31 日までの間、ボイラー、ポンプ、クレーン、フォークリフト等、一定の種類の輸入機械に対する免税</li></ul>
物品局	<ul style="list-style-type: none"><li>• 希望小売価格フォームのオンライン提出。</li><li>• 石油製品及び潤滑油製品の消費税免除のためのオンライン申請</li></ul>

担当省庁	救済措置
外国貿易省	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2020 年 3 月 20 日から 2020 年 9 月 30 日までの間に期限が切れる承認済み原価計算書の有効期間を 6 ヶ月延長</li> </ul>
工場局	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 以下いずれかの方法によるライセンス要件のオンライン申請が可能             <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 有害物質一括提出 (HSSS) システムによる申請と手数料の電子決済による支払い</li> <li>◦ 申請用紙を RenewHazLicense@diw.mail.go.th に送信し、電子決済による料金支払を証拠として payment@diw.mail.go.th に送る。</li> </ul> </li> </ul>

# 弊社の連絡先

PricewaterhouseCoopers  
Legal & Tax Consultants Limited

15th Floor, Bangkok City Tower  
No.179/74-80 South Sathorn Road,  
Thungmahamek, Sathorn,  
Bangkok 10120  
Tel: +66 (0) 2844 1000  
Fax: +66 (0) 2286 2666  
<http://www.pwc.com/th>  
e-mail:pwc.taxandlegalthailand@th.pwc.com

## サービスライン

合併および買収

## 担当責任者

**Paul B.A. Stitt**

*Partner*

**Vanida**

**Vasuwanichchanchai**

*Partner*

**Orawan Phanitpojjamarn**

*Associate Partner*

## 内線番号

内線:1119

内線:1303

## 税務ストラクチャー

**Paul B.A. Stitt**

*Partner*

**Vanida**

**Vasuwanichchanchai**

*Partner*

**Orawan Phanitpojjamarn**

*Associate Partner*

内線:1119

内線:1303

内線:1017

## 税務申告・ストラテジー

**Somsak Anakkasela**

*Partner*

**Sudarat Isarakul**

*Partner*

内線:1253

内線:1024

## 間接税

**Somsak Anakkasela**

*Partner*

内線:1253

## アウトソーシングサービス

**Somsak Anakkasela**

*Partner*

**Somsak Anakkasela**

*Partner*

移転価格	<b>Peerapat Poshyanonda</b> <i>Partner</i> <b>Janaiporn Khantasomboon</b> <i>Partner</i> <b>Niphan Srisukhumbowornchai</b> <i>Partner</i> <b>Ornjira Tangwongyodyung</b> <i>Partner</i> <b>Panachai Anontanut</b> <i>Asasociate Partner</i>	内線:1220 内線:1437 内線:1435 内線:1118 内線:1295
税務調査/紛争処理 および訴訟	<b>Niphan Srisukhumbowornchai</b> <i>Partner</i> <b>Ornjira Tangwongyodyung</b> <i>Partner</i> <b>Sudarat Isarakul</b> <i>Partner</i>	内線:1435 内線:1118 内線:1024
金融・財務関連サービス	<b>Orawan Fongasira</b> <i>Partner</i> <b>Nopajaree Wattananukit</b> <i>Director</i>	内線:1302 内線:1396
法務サービス/BOI サービス	<b>Somboon Weerawutiwong</b> <i>Lead Partner</i> <b>Vunnipa Ruamrangsri</b> <i>Partner</i>	内線:1247 内線:1284
U.S. Tax Desk	<b>Vanida Vasuwanichchanchai</b> <i>Partner</i>	内線:1303
国際人的資源関連サービス	<b>Jiraporn Chongkamanont</b>	内線:1189

*Partner*

**Napaporn Saralaksana**  
*Associate Director*  
**Hatairat Topiboonpong**  
*Senior Manager*

内線:1231

内線:1263

国際貿易マネジメント管理サービス

**Paul Sumner**

*Partner*

**Nu To Van**

*Partner*

**Santi Krongsithidej**

*Advisor*

内線:1305

内線:1353

内線:1341

<日本企業部>

魚住 篤志	電話:(66) 2844-1157
武部 純	電話:(66) 2844-1209
桑木 愛子	電話:(66) 2844-1186
名賀石 樹	電話:(66) 2844-1366
松下駿太郎	電話:(66) 2844-1466
森岡 青紀	電話:(66) 2844-2102
玉木 寿典	電話:(66) 2844-1470
小島 大佑	電話:(66) 2844-1269
川又 麻美	電話:(66) 2844-1321

**サービス内容:**

合併および買収

- ・ タックスデューデリジェンス
- ・ M&A / ストラクチャー構築支援
- ・ 組織再編に伴う税務サービス
- ・ ポストディールサービス / プロジェクトの実行および管理

税務ストラクチャー

- ・国際税務サービス
- ・サプライチェーンマネジメントー経営モデルの変更による税務コストの削減
- ・企業グループタックスプランニング / 税務最適化プログラム
- ・金融・財務サービス

### 税務申告・ストラテジー

- ・税務部門の効率化サポートサービス
  - 効果的かつ効率的なタックスプランニングの提供
  - 税務リスク管理サービス
- ・税法コンプライアンスサービス
  - 税務申告書のレビュー / 税務申告書の作成サポート
  - 税法コンプライアンスのレビュー / 税務健全性の診断
- ・税務会計サービス
  - 税額計上のアウトソーシングおよびサポート
  - 繰延税金資産の計算
  - FIN48に基づく税金の計算
  - 税務会計コンサルティング
  - 税務会計の研修、アドバイザリー

### 間接税サービス

- ・VAT関連アドバイスおよびプランニング
- ・VATコンプライアンスレビュー

### アウトソーシングサービス

- ・人事、給与管理に関する以下のアウトソーシング
  - 毎月の給与支払管理および源泉税
  - 每年の所得税申告および源泉税
  - その他人事管理、給与支払いに関するサービス
- ・財務、経理に関する以下のアウトソーシング
  - 法定財務諸表の作成
  - 記帳代行
  - 税務申告書作成
  - 会計スタッフの出向サービス
  - その他財務部門機能(請求書発行、業者への支払い等)

## 移転価格

- ・ 移転価格コンプライアンスレビュー
- ・ 移転価格文書化
- ・ 移転価格ベンチマー킹スタディ
- ・ 移転価格リスクアセスメント
- ・ 移転価格アドバイザリーサービス
- ・ 移転価格調査サポート/相互協議サポート
- ・ 事前確認制度 ("APA") サポート
- ・ 移転価格に関する訴訟サポート

## 税務調査対応支援サービス

- ・ 税務訴訟防止サービス
- ・ 税務調査の管理
- ・ 税務訴訟での選択肢の提案
- ・ 税務調査や訴訟への戦略的なプランニング
- ・ 税務リスクの管理

## 金融・財務関連サービス

- ・ 金融業(銀行、資本市場、保険、ファンド、不動産)の税法コンプライアンスサービス
  - 税務申告書のレビュー/税務申告書の作成サポート/税務リスク管理サービス/税務健全性の診断等
  - 金融商品、金融取引にかかる税務アドバイス
- ・ 財務部門を通じてグループの税効果を得るためのプランニング

## 法務サービス/BOI サービス

### 法務サービス

- ・ 会社等の設立・登記および各種申請代行サービス
- ・ 商事契約に準拠した契約書作成/レビュー
- ・ 労務関連

- ・ 不動産取引
- ・ 法務デュー デリジェンス
- ・ 投資インセンティブ
- ・ 訴訟関連業務

### 投資委員会(BOI)

- ・ 法令遵守およびそれにかかるプランニング
  - 投資奨励恩典を活かした進出計画の策定、既存事業の移転計画の策定
  - 事業にかかる奨励恩典の支援（担当官との交渉を含む）
  - BOI 規定条件（環境、労働、技術）に対する適合性検証手続
  - 奨励恩典適用に係る、BOI 規定条件遵守の継続性の確認
- ・ 税法遵守およびそれにかかるプランニング
  - 資本コスト、最大生産能力およびスクラップ計画
  - BOI と Non-BOI 業務の識別
  - 将来 BOI 申請可能なプロジェクトの特定
  - BOI 期間中と税務恩典期間終了後の移転価格設定
- ・ 会計分析と財務マネジメントモデル
  - 減価償却方法の選定
  - 在庫評価方法のアドバイス
  - 為替リスク回避にかかる先物取引のアドバイス
  - リースの選択肢にかかるアドバイス
  - 税務および財務の観点より負債・資本比率にかかる評価アドバイス

### 日本企業支援サービス

タイにおける日系企業への税務および法務のアドバイスをご提供しております。外国投資の規制や税務および法務のあらゆる側面に精通した経験豊富な専門家が揃っています。日系クライアントとタイ、海外のビジネスパートナーや政府関係諸省庁との橋渡しをサポートします。また、PwC の各専門家への窓口として体制を整えています。

### U.S. Tax Desk

- ・ アメリカでの M&A、投資ストラクチャーに関するアドバイザリーサービス
- ・ アメリカ企業のタイ子会社に対するアメリカでの税務申告および財務報告のためのサポート
- ・ アメリカの税務申告書作成および源泉税還付等の税務コンプライアンスサービス

### 国際的資源関連サービス

- ・ 駐在員要員計画、管理に関する情報提供
- ・ 労働許可証・ビザの取得・延長申請代行サービス
- ・ 個人所得税関連アドバイザリー
- ・ ストックオプションプランニングと事務手続サービス
- ・ 人的資源にかかる税務・法務デューデリジェンス、コンプライアンスレビュー
- ・ 現地駐在エグゼクティブの給与計算サービス
- ・ ミャンマー個人所得税アドバイスおよびコンプライアンス(イミグレーションを含む)

### 国際貿易マネジメントサービス

- ・ 市場優位性確保のための戦略的関税プランニング
  - 自由貿易協定
  - 取引価格分離による関税の軽減
  - サプライチェーンの活用
  - 取引方法の見直しによる関税の最適化
  - 各種優遇制度の活用 (フリーゾーン、保税倉庫、BOIによる奨励、再輸出品にかかる関税の払い戻し、輸出製品に係る関税の払い戻し等)
- ・ 関税申告およびリスク管理
  - 関税コンプライアンスレビュー
  - 税関当局による調査への対応
  - 関税価格および移転価格にかかる書類の管理
  - 関税品目分類にかかる対応
  - デュアルユース品に関する輸出取引コントロールおよびコンプライアンスレビュー(例えば、輸出に関する内部コンプライアンスプログラムのドラフト作成サポート、輸出ライセンスの取得サポート)

トなど)

- 事前申請および税関の決定にかかる輸入延期のサポート
- 自発的な開示プログラムサポート
- 法令順守、輸出入制限品の管理(有害物質等)および非中核品の輸入(事業および技術にかかる書類およびソフトウェア)にかかるアドバイザリー
- 関税の実地研修

[www.pwc.com/th](http://www.pwc.com/th)

## 遇税制